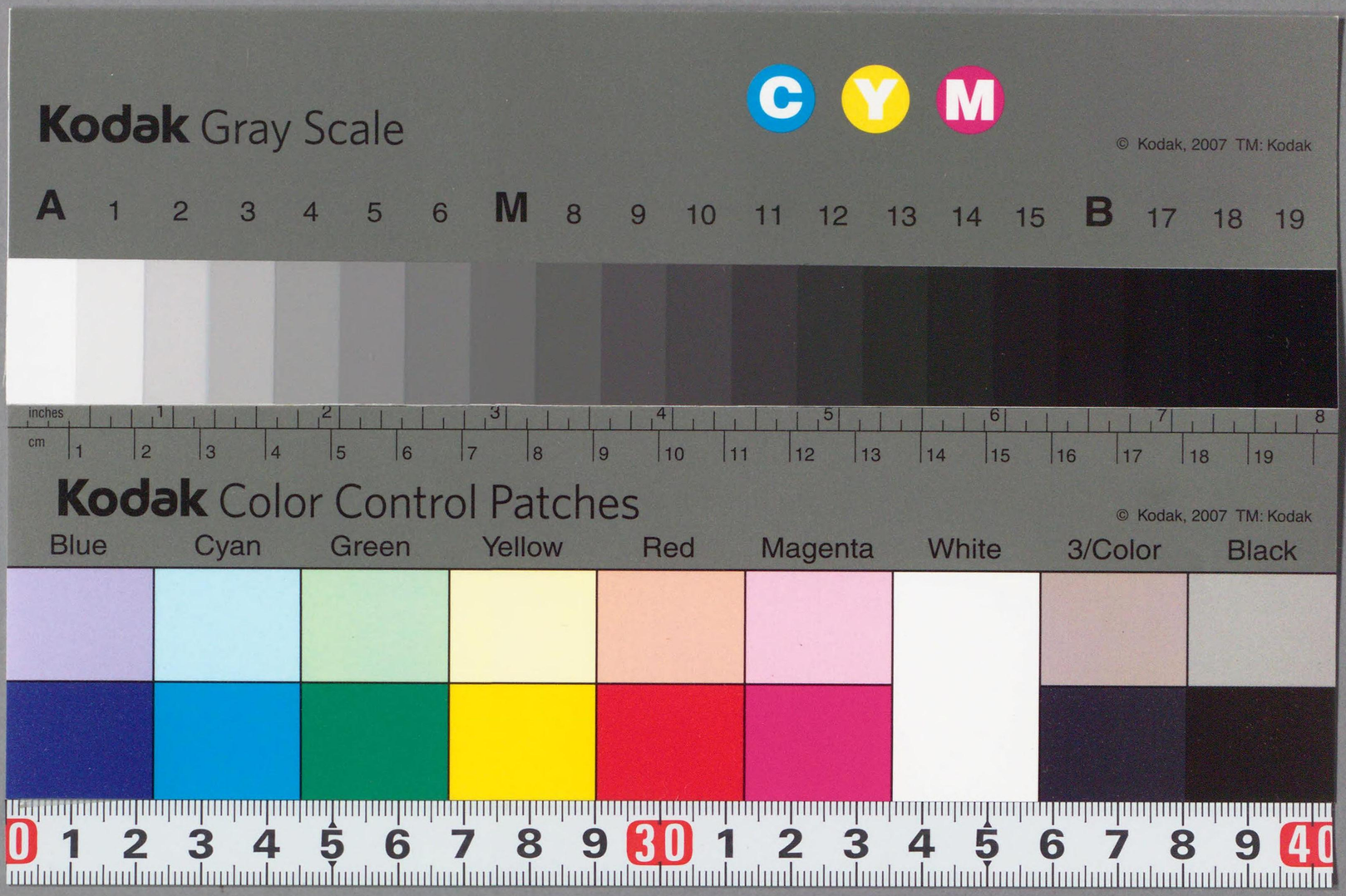

328.016
Ko548k
00584503

禁帯出

昭和三十七年六月

国立国会図書館法令要覧

国立国会図書館

328.016
Ko5-48k

(016.1)

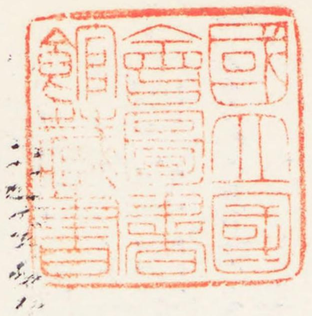

国立国会
37.8.-1
図書館

584503

凡例

一、この要覧は、国立国会図書館の現行法令のうちから重要かつ基本的なもの三十件を選び、これを事項別に収録したものである。

二、収録した法規は、昭和三十七年六月六日現在のものである。

三、なお、職員の執務参考用として、この要覧とは別に、国立国会図書館例規集」を編集する予定である。

目　次

○日本国憲法……一
組織関係法令
○国　会　法……一七
○国立国会図書館法……四三
○国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律……五三
○裁判所法（抄）……五七
○国立国会図書館組織規程……五八
○国立国会図書館職員定員規程……六七
○国立国会図書館建築委員会法……六九
○国立国会図書館建築委員会議事規則……七〇
○国立国会図書館連絡調整委員会議事規則……七一
職員関係法令
○国会職員法……七三
○国会職員考査委員会規程……八五
○国会職員の政治的行為の禁止又は制限に関する規程……八七

目　次

○国立国会図書館職員苦情処理規程……九一
職員給与関係法令
○特別職の職員の給与に関する法律……九五
○国会職員の給与等に関する規程……一一五
○国会職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する件……一五四
業務関係法令
（管　理）
○国立国会図書館法第二十六条に規定する金銭の取扱規程……一六七
○国立国会図書館物品取扱規程……一六八
（図書の収集）
○国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程……一八一
○国立国会図書館図書物品取扱規程……一八三
（図書の利用）
○国立国会図書館図書利用規則……一九一
○国立国会図書館支部上野図書館図書閲覧規則……二〇三
○国立国会図書館支部静嘉堂文庫図書閲覧規則……二〇六
○国立国会図書館支部東洋文庫図書閲覧規則……二〇九
○国立国会図書館ＰＢリポート利用料金に関する規程……二一二

目　次

○国立国会図書館図書複写規程……二一四
契約書
○国立国会図書館と財団法人静嘉堂との契約書……二一七
○国立国会図書館と財団法人東洋文庫との契約書……二一八
付　録
○国立国会図書館組織図……(1)
○国立国会図書館法（英訳）……

日本国憲法

日本国憲法

昭和二十一年十一月三日公布

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章　天皇

第一条　天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条 皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

七 栄典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九 外国の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第四章 国会

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、

教育、財産又は収入によって差別してはならない。

第四十五条　衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第四十六条　参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

第四十七条　選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第四十八条　何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

第四十九条　両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

第五十条　両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第五十一条　両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第五十二条　国会の常会は、毎年一回これを召集する。

第五十三条　内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第五十四条　衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第五十五条　両議院は、各、その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十六条　両議院は、各、その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五十七条　両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

両議院は、各、その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

第五十八条　両議院は、各、その議長その他の役員を選任する。

両議院は、各、その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十九条　法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆

議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第六十条　予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

予算について、参議院で、衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十一条　条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

第六十二条　両議院は、各、国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第六十三条　内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六十四条　国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第五章　内閣

第六十五条　行政権は、内閣に属する。

第六十六条　内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

第六十七条　内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だって、これを行ふ。

衆議院と参議院とが異なった指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十八条　内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばれなければならない。

内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

第六十九条　内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第七十条　内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第七十一条　前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第七十二条　内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第七十三条　内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一　法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

二　外交関係を処理すること。

三　条約を締結すること。但し、事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

四　法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

五　予算を作成して国会に提出すること。

六　この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七　大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第七十四条　法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第七十五条　国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第六章　司法

第七十六条　すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十七条　最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第七十八条　裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第七十九条　最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行なはれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後十年を経過した後初めて行なはれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後も同様とする。

前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

審査に関する事項は、法律でこれを定める。

最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十条　下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十一条　最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第八十二条　裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行なふ。

裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞れがあると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行なふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章　財政

第八十三条　国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第八十八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第九十一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第九章 改正

第九十六条 この憲法の改正は、各議院総数議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章　補則

第百条　この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。

この憲行を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日よりも前に、これを行ふことができる。

第百一条　この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

第百二条　この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第百三条　この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によって、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

組織関係法令

国会法

（昭和二十二年四月三十日法律第七十九号）

改正　昭和二十二年十二月七日法律第百五十四号
同　二十三年七月五日法律第八十七号
同　二十三年十月十一日法律第二百十四号
同　二十四年十月二十六日法律第三号
同　三十年一月二十八日法律第二百十一号
同　三十二年六月一日法律第百五十八号
同　三十三年四月十八日法律第六十五号
同　三十四年三月三十一日法律第七十号

朕は、枢密顧問の諮詢を経て、帝国議会の協賛を経た国会法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

第一章　国会の召集及び開会式

第一条　国会の召集詔書は、集会の期日を定めて、これを公布しなければならない。

常会の召集詔書は、少くとも二十日前にこれを公布する。

臨時会及び特別会（日本国憲法第五十四条により召集された国会をいう）の召集詔書の公布は、前項によることを要しない。

第二条　常会は、毎年十二月中に召集するのを常例とする。

第二条の二　特別会は、常会と併せてこれを召集することができる。

第二条の三　衆議院議員の任期満了による総選挙が行われたときは、その任期が始まる日から三十日以内に臨時会を召集し

なければならない。但し、その期間内に常会が召集された場合又はその期間が参議院議員の通常選挙を行うべき期間にかかる場合は、この限りでない。

参議院議員の通常選挙が行われたときは、その任期が始まる日から三十日以内に臨時会を召集しなければならない。但し、その期間内に常会若しくは特別会が召集された場合又はその期間が衆議院議員の任期満了による総選挙を行うべき期間にかかる場合は、この限りでない。

第三条 臨時会の召集の決定を要求するには、いずれかの議院の総議員の四分の一以上の議員が連名で、議長を経由して内閣に要求書を提出しなければならない。

第四条 削除

第五条 議員は、召集詔書に指定された期日に、各議院に集会しなければならない。

第六条 各議院において、召集の当日に議長若しくは副議長がないとき、又は議長及び副議長が共にないときは、その選挙を行わなければならない。

第七条 議長及び副議長が選挙されるまでは、事務総長が、議長の職務を行う。

第八条 国会の開会式は、会期の始めにこれを行う。

第九条 開会式は、衆議院議長が主宰する。

衆議院議長に事故があるときは、参議院議長が、主宰する。

第二章 国会の会期及び休会

第十条 常会の会期は、百五十日間とする。但し、会期中に議員の任期が満限に達する場合には、その満限の日をもって、会期は終了するものとする。

第十一条 臨時会及び特別会の会期は、両議院一致の議決で、これを定める。

第十二条 国会の会期は、両議院一致の議決で、これを延長することができる。

会期の延長は、常会にあっては一回、特別会及び臨時会にあっては二回を超えてはならない。

第十三条 前二条の場合において、両議院の議決が一致しないとき、又は参議院が議決しないときは、衆議院の議決したところによる。

第十四条 国会の会期は、召集の当日からこれを起算する。

第十五条 国会の休会は、両議院一致の議決を必要とする。

国会の休会中、各議院は、議長において緊急の必要があると認めたとき、又は総議員の四分の一以上の議員から要求があったときは、他の院の議長と協議の上、会議を開くことができる。

前項の場合における会議の日数は、日本国憲法及び法律に定める休会の期間にこれを算入する。

各議院は、十日以内においてその院の休会を議決することができる。

第三章 役員及び経費

第十六条 各議院の役員は、左の通りとする。

一 議長
二 副議長
三 仮議長
四 常任委員長
五 事務総長

第十七条 各議院の議長及び副議長は、各々一人とする。

第十八条 各議院の議長及び副議長の任期は、各々議員としての任期による。

第十九条 各議院の議長は、その議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する。

第二十条 議長は、委員会に出席し発言することができる。

第二十一条 各議院において、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が、議長の職務を行う。

第二十二条 各議院において、議長及び副議長に共に事故があるときは、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。
前項の選挙の場合には、事務総長が、議長の職務を行う。

第二十三条 各議院において、議長若しくは副議長が欠けたとき、又は議長及び副議長が共に欠けたときは、直ちにその選挙を行う。
議院は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

第二十四条 前条前段の選挙において副議長若しくは議長に事故がある場合又は前条後段の選挙の場合には、事務総長が、議長の職務を行う。

第二十五条 常任委員長は、各議院において各々その常任委員の中からこれを選挙する。

第二十六条 各議院に、事務総長一人、参事その他必要な職員を置く。

第二十七条 事務総長は、各議院において国会議員以外の者からこれを選挙する。
参事その他の職員は、事務総長が、議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

第二十八条 事務総長は、議長の監督の下に、議院の事務を統理し公文に署名する。
参事は、事務総長の命を受け事務を掌理する。

第二十九条 事務総長に事故があるとき又は事務総長が欠けたときは、その予め指定する参事が、事務総長の職務を行う。

第三十条 役員は、議院の許可を得て辞任することができる。但し、閉会中は、議長において役員の辞任を許可することができる。

第三十条の二 各議院において特に必要があるときは、その院の議決をもって、常任委員長を解任することができる。

第三十一条 役員は、特に法律に定のある場合を除いては、国若しくは地方公共団体の公務員又は公共企業体の役員若しくは職員と兼ねることができない。
議員であって前項の職を兼ねている者が、役員に選任されたときは、その兼ねている職は、解かれたものとする。

第三十二条 両議院の経費は、独立して、国の予算にこれを計上しなければならない。
前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

第四章 議員

第三十三条 各議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、会期中その院の許諾がなければ逮捕されない。

第三十四条 各議院の議員の逮捕につきその院の許諾を求めるには、内閣は、所轄裁判所又は裁判官が令状を発する前に内閣へ提出した要求書の受理後速かに、その要求書の写を添えて、これを求めなければならない。

第三十四条の二 内閣は、会期前に逮捕された議員があるときは、会期の始めに、その議員の属する議院の議長に、令状の写を添えてその氏名を通知しなければならない。
内閣は、会期前に逮捕された議員について、会期中に勾留期間の延長の裁判があったときは、その議員の属する議院の議長にその旨を通知しなければならない。

第三十四条の三 議員が、会期前に逮捕された議員の釈放の要求を発議するには、議員二十人以上の連名で、その理由を附

した要求書をその院の議長に提出しなければならない。

第三十五条　議員は、一般職の国家公務員の最高の給料額より少くない歳費を受ける。

第三十六条　議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる。

第三十七条　議員は、別に定める規則に従い、会期中及び公務のため自由に日本国有鉄道の交通機関に乗車することができる。

第三十八条　議員は、会期中公の書類を郵送し及び公の性質を有する通信をなすため、別に定めるところにより手当を受ける。

第三十九条　議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房長官、総理府総務長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国若しくは地方公共団体の公務員又は公共企業体の役員若しくは職員と兼ねることができない。但し、両議院一致の議決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。

第五章　委員会及び委員

第四十条　各議院の委員会は、常任委員会及び特別委員会の二種とする。

第四十一条　常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案（決議案を含む）、請願等を審査する。

一　内閣委員会
二　地方行政委員会
三　法務委員会
四　外務委員会
五　大蔵委員会
六　文教委員会
七　社会労働委員会
八　農林水産委員会
九　商工委員会
十　運輸委員会
十一　通信委員会
十二　建設委員会
十三　予算委員会
十四　決算委員会
十五　議院運営委員会
十六　懲罰委員会

第四十二条　常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房長官、総理府総務長官、内閣官房副長官及び政務次官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。

前項但書の規定により常任委員を辞した者があるときは、その者が属する会派の議員は、その委員を兼ねることができる。

第四十三条　常任委員会には、専門の知識を有する職員（これを専門員という）、調査員及び調査主事を置くことができる。

第四十四条　各議院の常任委員会は、他の議院の常任委員会と協議して合同審査会を開くことができる。

第四十五条　各議院は、その院において特に必要があると認めた案件又は常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査するため、特別委員会を設けることができる。

特別委員は、議院において選任し、その委員会に付託された案件がその院で議決されるまで、その任にあるものとする。

特別委員長は、委員会においてその委員がこれを互選する。

第四十六条　常任委員及び特別委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各派に割り当て選任する。

前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第四十二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

第四十七条　常任委員会及び特別委員会は、会期中に限り、付託された案件を審査する。

常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された案件（懲罰事犯の件を含む。）については、閉会中もなお、これを審査することができる。

前項の規定により懲罰事犯の件を閉会中審査に付する場合においては、その会期中に生じた事犯にかかるものでなければならない。

第二項の規定により閉会中もなお審査することに決したときは、その院の議長から、その旨を他の議院及び内閣に通知する。

第四十八条　委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

第四十九条　委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第五十条　委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第五十条の二　委員会は、その所管に属する事項に関し、法律案を提出することができる。

前項の法律案については、委員長をもって提出者とする。

第五十一条　委員会は、一般的関心及び目的を有する重要な案件について、公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験者等から意見を聴くことができる。

総予算及び重要な歳入法案については、前項の公聴会を開かなければならない。但し、すでに公聴会を開いた案件と同一の内容のものについては、この限りでない。

第五十二条　委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。

委員会は、その決議により秘密会とすることができる。

委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

第五十三条　委員長は、委員会の経過及び結果を議院に報告しなければならない。

第五十四条　委員会において廃棄された少数意見で、出席委員の十分の一以上の賛成があるものは、委員長の報告に次いで、少数意見者がこれを議院に報告することができる。この場合においては、少数意見者は、その賛成者と連名で簡明な少数意見の報告書を議長に提出しなければならない。

議長は、少数意見の報告につき、時間を制限することができる。

第一項後段の報告書は、委員会の報告書と共にこれを会議録に掲載する。

第六章　会議

第五十五条　各議院の議長は、議事日程を定め、予めこれを議院に報告する。

議長は、特に緊急の必要があると認めたときは、会議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

第五十五条の二　議長は、議事の順序その他必要と認める事項につき、議院運営委員長及び議院運営委員会が選任する議事協議員と協議することができる。この場合において、その意見が一致しないときは、議長は、これを裁定することができる。

議長は、議事協議会の主宰を議院運営委員長に委任することができる。

第五十六条　議員が議案を発議するには、衆議院においては議員二十人以上、参議院においては議員十人以上の賛成を要する。但し、予算を伴う法律案を発議するには、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以上の賛成を要する。

議案が発議又は提出されたときは、議長は、これを適当の委員会に付託し、その審査を経て会議に付する。但し、特に緊急を要するものは、発議者又は提出者の要求に基き、議院の議決で委員会の審査を省略することができる。

委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した議案は、これを会議に付さない。但し、委員会の決定の日から休会中の期間を除いて七日以内に議員二十人以上の要求があるものは、これを会議に付さなければならない。

前項但書の要求がないときは、その議案は廃案となる。

前二項の規定は、他の議院から送付された議案については、これを適用しない。

第五十六条の二　各議院に発議又は提出された議案につき、議院運営委員会が特にその必要を認めた場合は、議院の会議において、その議案の趣旨の説明を聴取することができる。

第五十六条の三　各議院は、委員会の審査中の案件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

前項の中間報告があった案件について、議院が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限を附け又は議院の会議において審議することができる。

委員会の審査に期限を附けた場合、その期間内に審査を終らなかったときは、議院の会議においてこれを審議するものとする。但し、議院は、委員会の要求により、審査期間を延長することができる。

第五十六条の四　各議院は、他の議院から送付又は提出された議案と同一の議案を審議することができない。

第五十七条　議案につき議院の会議で修正の動議を議題とするには、衆議院においては議員十人以上の賛成を要する。但し、法律案に対する修正の動議で、予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものについては、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以上の賛成を要する。

第五十七条の二　予算につき議院の会議で修正の動議を議題とするには、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以上の賛成を要する。

第五十七条の三　各議院又は各議院の委員会は、予算総額の増額修正、委員会の提出若しくは議員の発議にかかる予算を伴う法律案又は法律案に対する修正で、予算の増額を伴うもの若しくは予算を伴うこととなるものについては、内閣に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

第五十八条　内閣は、一の議院に議案を提出したときは、予備審査のため、提出の日から五日以内に他の議院に同一の案を送付しなければならない。

第五十九条　内閣が、各議院の会議又は委員会において議題となった議案を修正し、又は撤回するには、その院の承諾を要

する。但し、一の議院で議決した後は、修正し、又は撤回することはできない。

第六十条　各議院が提出した議案については、その委員長（その代理者を含む）又は発議者は、他の議院において、提案の理由を説明することができる。

第六十一条　各議院の議長は、質疑、討論その他の発言につき、予め議院の議決があった場合を除いて、時間を制限することができる。

議長の定めた時間制限に対して、出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いないで、議院に諮らなければならない。

議員が時間制限のため発言を終らなかった部分につき特に議院の議決があった場合を除いては、議長の認める範囲内において、これを会議録に掲載する。

第六十二条　各議院の会議は、議長又は議員十人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の議決があったときは、公開を停めることができる。

第六十三条　秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第六十四条　内閣は、内閣総理大臣が欠けたとき、又は辞表を提出したときは、直ちにその旨を両議院に通知しなければならない。

第六十五条　国会の議決を要する議案について、最後の議決があった場合にはその院の議長から、衆議院の議決が国会の議決となった場合には衆議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。

内閣総理大臣の指名については、衆議院議長から、内閣を経由してこれを奏上する。

第六十六条　法律は、奏上の日から三十日以内にこれを公布しなければならない。

第六十七条　一の地方公共団体のみに適用される特別法については、国会において最後の可決があった場合は、別に法律で定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票に付し、その過半数の同意を得たときに、さきの国会の議決が、確定して法律となる。

第六十八条　会期中に議決に至らなかった案件は、後会に継続しない。但し、第四十七条第二項の規定により閉会中審査した議案及び懲罰事犯の件は、後会に継続する。

第七章　国務大臣及び政府委員

第六十九条　内閣は、国会において国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て政府委員を任命することができる。

第七十条　国務大臣及び政府委員が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

第七十一条　委員会は、議長を経由して国務大臣及び政府委員の出席を求めることができる。

第七十二条　委員会は、議長を経由して会計検査院長及び検査官の出席説明を求めることができる。

最高裁判所長官又はその指定する代理者は、その要求により、委員会の承認を得て委員会に出席説明することができる。

第七十三条　議院の会議及び委員会の会議に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを国務大臣及び政府委員に送付する。

第八章　質問

第七十四条　各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

議長の承認しなかった質問について、その議員から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いないで、議院に諮らなければならない。

議長又は議院の承認しなかった質問について、その議員から要求があったときは、議長は、その主意書を会議録に掲載する。

第七十五条　議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に転送する。

内閣は、質問主意書を受け取った日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁することができないときは、その理由及び答弁をすることができる期限を明示することを要する。

第七十六条　質問が、緊急を要するときは、議院の議決により口頭で質問することができる。

第七十七条及び第七十八条　削除

第九章　請願

第七十九条　各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第八十条　請願は、各議院において委員会の審査を経た後これを議決する。

委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した請願は、これを会議に付さない。但し、議員二十人以上の要求があるものは、これを会議に付さなければならない。

第八十一条　各議院において採択した請願で、内閣において措置するを適当と認めたものは、これを内閣に送付する。

内閣は、前項の請願の処理の経過を毎年議院に報告しなければならない。

第八十二条　各議院は、各別に請願を受け互に干預しない。

第十章　両議院関係

第八十三条　国会の議決を要する議案を甲議院において可決し、又は修正したときは、これを乙議院に送付し、否決したときは、その旨を乙議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案に同意し、又はこれを否決したときは、その旨を甲議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案を修正したときは、これを甲議院に回付する。

甲議院において乙議院の回付案に同意し、又は同意しなかったときは、その旨を乙議院に通知する。

第八十三条の二　参議院は、法律案について、衆議院の送付案を否決したときは、その議案を衆議院に返付する。

参議院は、法律案について、衆議院の回付案に同意しないで、両院協議会を求めたが衆議院がこれを拒んだとき、又は両院協議会を求めないときは、その議案を衆議院に返付する。

参議院は、予算又は衆議院先議の条約を否決したときは、これを衆議院に返付する。衆議院は、参議院先議の条約を否決したときは、これを参議院に返付する。

第八十三条の三　衆議院は、日本国憲法第五十九条第四項の規定により、参議院が法律案を否決したものとみなしたときは、その旨を参議院に通知する。

衆議院は、予算及び条約について、日本国憲法第六十条第二項又は第六十一条の規定により衆議院の議決が国会の議決となったときは、その旨を参議院に通知する。

前二項の通知があったときは、参議院は、直ちに衆議院の送付案又は回付案を衆議院に返付する。

第八十三条の四　甲議院の送付案を、乙議院において継続審査し後の会期で議決したときは、第八十三条による。

第八十四条　法律案について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかったとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決し及び衆議院の回付案に同意しなかったときは、衆議院は、両院協議会を求めることができる。

参議院は、衆議院の回付案に同意しなかったときに限り前項の規定にかかわらず、その通知と同時に両院協議会を求めることができる。但し、衆議院は、この両院協議会の請求を拒むことができる。

第八十五条　予算及び衆議院先議の条約について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかったとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決したときは、衆議院は、両院協議会を求めなければならない。

参議院先議の条約について、参議院において衆議院の回付案に同意しなかったとき、又は衆議院において参議院の送付案を否決したときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

第八十六条　各議院において、内閣総理大臣の指名を議決したときは、これを他の議院に通知する。

内閣総理大臣の指名について、両議院の議決が一致しないときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

第八十七条　法律案、予算及び条約を除いて、国会の議決を要する案件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、その旨の通知と共にこれを先議の議院に返付する。

前項の場合において、先議の議院は、両院協議会を求めることができる。

第八十八条　第八十四条第二項但書の場合を除いては、一の議院から両院協議会を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。

第八十九条　両院協議会は、各議院において選挙された各々十人の委員でこれを組織する。

第九十条　両院協議会の議長には、各議院の協議委員において夫々互選された議長が、毎会更代してこれに当る。その初会の議長は、くじでこれを定める。

第九十一条　両院協議会は、各議院の協議委員の各々三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第九十一条の二　協議委員が、正当な理由がなくて欠席し、又は両院協議会の議長から再度の出席要求があってもなお出席しないときは、その協議委員の属する議院の議長は、当該協議委員は辞任したものとみなす。

前項の場合において、その協議委員の属する議院は、直ちにその補欠選挙を行わなければならない。

第九十二条　両院協議会においては、協議案が出席協議委員の三分の二以上の多数で議決されたとき成案となる。

両院協議会の議事は、前項の場合を除いては、出席協議委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第九十三条　両院協議会の成案は、両院協議会を求めた議院において先ずこれを議し、他の議院にこれを送付する。

成案については、更に修正することができない。

第九十四条　両院協議会において、成案を得なかったときは、各議院の協議委員議長は、各々その旨を議院に報告しなければならない。

第九十五条　各議院の議長は、両院協議会に出席して意見を述べることができる。

第九十六条　両院協議会は、国務大臣及び政府委員の出席を要求することができる。

第九十七条　両院協議会は、傍聴を許さない。

第九十八条　この法律に定めるものの外、両院協議会に関する規程は、両議院の議決によりこれを定める。

第十一章　参議院の緊急集会

第九十九条　内閣が参議院の緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から、集会の期日を定め、案件を示して、参議院議長にこれを請求しなければならない。

前項の規定による請求があったときは、参議院議長は、これを各議員に通知し、議員は、前項の指定された集会の期日に参議院に集会しなければならない。

第百条　参議院の緊急集会中、参議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、参議院の許諾がなければ逮捕されない。

内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員があるときは、その写を添えてその氏名を通知しなければならない。

内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員について、緊急集会中に勾留期間の延長の裁判があったときは、参議院議長にその旨を通知しなければならない。

参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員は、参議院の要求があれば、緊急集会中これを釈放しなければならない。

議員が、参議院の緊急集会前に逮捕された議員の釈放の要求を発議するには、議員二十人以上の連名で、その理由を附した要求書を参議院議長に提出しなければならない。

第百一条　参議院の緊急集会においては、議員は、第九十九条第一項の規定により示された案件に関連のあるものに限り、議案を発議することができる。

第百二条　参議院の緊急集会においては、請願は、第九十九条第一項の規定により示された案件に関連のあるものに限り、これをすることができる。

第百二条の二　緊急の案件がすべて議決されたときは、議長は、緊急集会が終ったことを宣告する。

第百二条の三　参議院の緊急集会において案件が可決された場合には、参議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣に送付する。内閣を経由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。

第百二条の四　参議院の緊急集会において採られた措置に対する衆議院の同意については、その案件を内閣から提出する。

第百二条の五　第六条、第三十七条、第三十八条、第四十七条第一項、第六十七条及び第六十九条の規定の適用については、これらの規定中「召集」とあるのは「集会」と、「会期中」とあるのは「緊急集会中」と、「国会において最後の可決があった場合」とあるのは「参議院の緊急集会において可決した場合」と、「国会」とあるのは「参議院」と、「両議院」とあるのは「参議院」と続み替え、第百二十一条の二の規定の適用については、「会期の終了日又はその前日」とあるのは「閉会中審査の議決に至らなかったもの」と、「前の国会の会期」とあるのは「前の国会の会期終了後の参議院の緊急集会」と読み替えるものとする。

第十二章　議院と国民及び官庁との関係

第百三条　各議院は、議案その他の審査若しくは国政に関する調査のために又は議院において必要と認めた場合に、議員を派遣することができる。

第百四条　各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

第百五条　削除

第百六条　各議院は、審査又は調査のため、証人又は参考人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

第十三章　辞職、退職、補欠及び資格争訟

第百七条　各議院は、その議員の辞職を許可することができる。但し、閉会中は、議長においてこれを許可することができる。

第百八条　各議院の議員が、他の議院の議員となったときは、退職者となる。

第百九条　各議院の議員が、法律に定めた被選の資格を失ったときは、退職者となる。

第百十条　各議院の議員に欠員が生じたときは、その院の議長は、内閣総理大臣に通知しなければならない。

第百十一条　各議院において、その議員の資格につき争訟があるときは、委員会の審査を経た後これを議決する。

前項の争訟は、その院の議員から文書でこれを議長に提起しなければならない。

第百十二条　資格争訟を提起された議員は、二人以内の弁護人を依頼することができる。

前項の弁護人の中一人の費用は、国費でこれを支弁する。

第百十三条　議員は、その資格のないことが証明されるまで、議院において議員としての地位及び権能を失わない。但し、自己の資格争訟に関する会議において弁明はできるが、その表決に加わることができない。

第十四章　紀律及び警察

第百十四条　国会の会期中各議院の紀律を保持するため、内部警察の権は、この法律及び各議院の定める規則に従い、議長が、これを行う。閉会中もまた、同様とする。

第百十五条　各議院において必要とする警察官は、議長の要求により内閣がこれを派出し、議長の指揮を受ける。

第百十六条　会議中議員がこの法律又は議事規則に違いその他議場の秩序をみだし又は議院の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議を終るまで、又は

議事が翌日に継続した場合はその議事を終るまで、発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第百十七条　議長は、議場を整理し難いときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

第百十八条　傍聴人が議場の妨害をするときは、議長は、これを退場させ、必要な場合は、これを警察官庁に引渡すことができる。

傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

第百十八条の二　議員以外の者が議院内部において秩序をみだしたときは、議長は、これを院外に退去させ、必要な場合は、これを警察官庁に引渡すことができる。

第百十九条　各議院において、無礼の言を用い、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第百二十条　議院の会議又は委員会において、侮辱を被った議員は、これを議院に訴えて処分を求めることができる。

第十五章　懲罰

第百二十一条　各議院において懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員会に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

議員は、衆議院においては四十人以上、参議院においては二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があった日から三日以内にこれを提出しなければならない。

第百二十一条の二　会期の終了日又はその前日に生じた懲罰事犯で議長が懲罰委員会に付することができなかったもの並びに懲罰委員会に付され、閉会中審査の議決に至らなかったもの及び委員会の審査を終了し議院の議決に至らなかったものについては、議長は、次の国会の召集の日から三日以内にこれを懲罰委員会に付することができる。

議員は、会期の終了日又はその前日に生じた事犯で、懲罰の動議を提出するいとまがなかったもの及び動議が提出され議決に至らなかったもの並びに懲罰委員会に付され、閉会中審査の議決に至らなかったもの及び委員会の審査を終了し議院の議決に至らなかったものについては、前条第三項に規定する定数の議員の賛成で、次の国会の召集の日から三日以内に懲罰の動議を提出することができる。

前二項の規定は、衆議院にあっては衆議院議員の総選挙の後最初に召集される国会において、参議院にあっては参議院議員の通常選挙の後最初に召集される国会において、前の国会の会期の終了日又はその前日における懲罰事犯については、それぞれこれを適用しない。

第百二十一条の三　閉会中、委員会その他議院内部において懲罰事犯があるときは、議長は、次の国会の召集の日から三日以内にこれを懲罰委員会に付することができる。

議員は、閉会中、委員会その他議院内部において生じた事犯について、第百二十一条第三項に規定する定数の議員の賛成で、次の国会の召集の日から三日以内に懲罰の動議を提出することができる。

第百二十二条　懲罰は、左の通りとする。

一　公開議場における戒告

二　公開議場における陳謝

三　一定期間の登院停止

四　除名

第百二十三条　両議院は、除名された議員で再び当選した者を拒むことができない。

第百二十四条　議員が正当な理由がなくて召集日から七日以内に召集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議又は委員会に欠席したため、若しくは請暇の期限を過ぎたため、議長が、特に招状を発し、その招状を受け取った日から七日以内に、なお、故なく出席しない者は、議長が、これを懲罰委員会に付する。

第十六章　弾劾裁判所

第百二十五条　裁判官の弾劾は、各議院においてその議員の中から選挙された同数の裁判員で組織する弾劾裁判所がこれを行う。

弾劾裁判所の裁判長は、裁判員がこれを互選する。

第百二十六条　裁判官の罷免の訴追は、各議院においてその議員の中から選挙された同数の訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行う。

訴追委員会の委員長は、その委員がこれを互選する。

第百二十七条　弾劾裁判所の裁判員は、同時に訴追委員となることができない。

第百二十八条　各議院は、裁判員又は訴追委員を選挙する際、その予備員を選挙する。

第百二十九条　この法律に定めるものの外、弾劾裁判所及び訴追委員会に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第十七章　国立国会図書館、法制局及び議員会館

第百三十条　議員の調査研究に資するため、別に定める法律により、国会に国立国会図書館を置く。

第百三十一条　議員の法制に関する立案に資するため、各議院に法制局を置く。

各法制局に、法制局長一人、参事その他必要な職員を置く。

法制局長は、議長が議員の承認を得てこれを任免する。但し、閉会中は、議長においてその辞任を許可することができる。

法制局長は、議長の監督の下に、法制局の事務を統理する。

法制局の参事その他の職員は、法制局長が議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

法制局の参事は、法制局長の命を受け事務を掌理する。

第百三十二条　議員の職務遂行の便に供するため、各議員に一人の秘書を付し、及び議員会館を設け事務室を提供する。

第十八章　補則

第百三十三条　この法律及び各議院の規則による期間の計算は、当日から起算する。

附　則

1　この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

2　議院法は、これを廃止する。

3　この法律施行の際現に在職する衆議院の議長及び副議長は、この法律により衆議院の議長及び副議長が選挙されるまで、その地位にあるものとする。

4　この法律施行の際現に在職する衆議院及び貴族院の書記官長は、この法律により衆議院及び参議院の事務総長が選挙されるまで、夫々事務総長としての地位にあるものとする。

5　参議院成立当初における参議院の会議その他の手続及び内部の規律に関しては、参議院において規則を定めるまでは、衆議院規則の例による。

附　則（昭和二十三年法律第八十七号）抄

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第四十一条第二項及び第四十二条の改正規定は、第三回国会の召集の日から、これを施行する。

附　則（昭和二十三年法律第二百十四号）

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附　則（昭和二十四年法律第二百二十一号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三十年法律第三号）抄

1　この法律は、第二十二回国会の召集の日から施行する。

2　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「図書館運営委員会」を「議院運営委員会」に改める。

3　（略）

4　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項、第五条第二項、第四章の章名、第十一条第一項、第十三条、第二十六条第二項及び第二十八条中「図書館運営委員会」を「議院運営委員会」に改める。

第十一条第二項及び第十二条第一項中「図書館運営委員長」を「議院運営委員長」に改める。

5　国立国会図書館建築委員会法（昭和二十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「図書館運営委員長、建設院総裁」を「議院運営委員長、建設大臣」に改める。

附　則（昭和三十二年法律第百五十八号）抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三十三年法律第六十五号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、第二十九回国会の召集の日から施行する。

附　則（昭和三十四年法律第七十号）

1　この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2　この法律の施行の際現に各議院事務局の参事、主事、常任委員会調査員若しくは常任委員会調査主事、各議院法制局の参事若しくは主事、国立国会図書館の参事若しくは主事又は弾劾裁判所事務局若しくは訴追委員会事務局の参事若しくは主事の職にある者は、別に辞令を発せられないときは、同一の勤務条件をもって、それぞれ各議院事務局の参事若しくは常任委員会調査員、各議院法制局の参事、国立国会図書館の参事又は弾劾裁判所事務局若しくは訴追委員会事務局の参事に任用されたものとする。

3　この法律の施行の際現に改正前の国会職員法第一条第五号の職の職員である者は、別に辞令を発せられないときは、同一の勤務条件をもって、改正後の同法第一条第五号の相当の職員となるものとする。

国立国会図書館法

改正　昭和二十四年六月六日法律第十九四号
同　三十年一月二十八日法律第三号

（昭和二十三年二月九日法律第五号）

国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。

第一章　設立及び目的

第一条　この法律により国立国会図書館を設立し、この法律を国立国会図書館法と称する。

第二条　国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

第三条　国立国会図書館は、中央の図書館並びにこの法律に規定されている支部図書館及び今後設立される支部図書館で構成する。

第二章　館長

第四条　国立国会図書館の館長は、一人とする。館長は、両議院の議長が、両議院の議院運営委員会と協議の後、国会の承認を得て、これを任命する。

館長は、職務の執行上過失がない限り在職する。館長は、政治活動を慎み、政治的理由により罷免されることはない。館長は、両議院の議長の共同提議によっては罷免されることがある。館長の待遇は、国務大臣と同等とする。

第五条　館長は、図書館事務を統理し、所属職員及び雇傭人の職務執行を監督する。

館長は、事前に、時宜によっては事後に、両議院の議院運営委員会の承認を経て図書館管理上必要な諸規程を定める。

前項の規程は公示によって施行される。

第六条　館長は、毎会計年度の始めに両議院の議長に対し、前会計年度の図書館の経営及び財政状態につき報告する。

第七条　館長は、一年を越えない定期間毎に、日本国内で刊行された出版物の目録又は索引の出版を行うものとする。

第八条　館長は、出版に適する様式で日本の法律の索引を作るものとする。

第三章　副館長並びにその他の職員及び雇傭人

第九条　国立国会図書館の副館長は、一人とする。副館長は、館長が両議院の議長の承認を得て、これを任免する。副館長は、図書館事務につき館長を補佐する。館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、副館長が館長の職務を行う。副館長の待遇は、各省次官と同等とする。

第十条　国立国会図書館のその他の職員及び雇傭人は、職務を行うに適当な者につき、国会職員法の規定により館長が、これを定める。その職員及び雇傭人の職責は館長が、これを定める。

図書館の職員は、国会議員と兼ねることができない。又、行政若しくは司法の各部門の地位と兼ねることができない。

但し、行政又は司法の各部門の支部図書館の館員となることは、これを妨げない。

第四章　議院運営委員会及び国立国会図書館連絡調整委員会

第十一条　両議院の議院運営委員会は、少くとも六箇月に一回以上これを開会し、図書館の経過に関する館長の報告、図書館の管理上館長の定める諸規程、図書館の予算及びその他の事務につき審査する。

各議院の議院運営委員長は前項の審査の結果をその院に報告する。

第十二条　国立国会図書館に連絡調整委員会を設ける。この委員会は、四人の委員でこれを組織し、各議院の議院運営委員長、最高裁判所長官の任命する最高裁判所裁判官一人及び内閣総理大臣が任命する国務大臣一人をこれに充てる。委員長は委員の互選とする。

委員長及び委員は、その職務につき報酬を受けない。

館長は、委員会に出席できるが、表決に加わることができない。

第十三条　連絡調整委員会は、両議院の議院運営委員会に対し、国会並びに行政及び司法の各部門に対する国立国会図書館の奉仕の改善につき勧告する。

第五章　図書館の部局

第十四条　館長は、管理事務を効率化するに必要とする部局及びその他の単位を図書館に設ける。

第六章　調査及び立法考査局

第十五条　館長は、国立国会図書館内に調査及び立法考査局と名附ける一局を置く。この局の職務は、左の通りである。

一　要求に応じ、両議院の委員会に懸案中の法案又は内閣から国会に送付せられた案件を、分析又は評価して、両議院の委員会に進言し、補佐するとともに、妥当な決定のための根拠を提供して援助すること。

二　要求に応じ、又は要求を予測して自発的に、立法資料又はその関連資料の蒐集、分類、分析、飜訳、索引、摘録、編集、報告及びその他の準備をし、その資料の選択又は提出には、党派的、官僚的偏見に捉われることなく、両議院、委員会及び議員に役立ち得る資料を提供すること。

三　立法の準備に際し、両議院、委員会及び議員を補佐して、議案起草の奉仕を提供すること。但し、この補佐は委員会

又は議員の要求ある場合に限って提供され、調査及び立法考査局職員はいかなる場合にも立法の発議又は督促をしてはならない。

四　両議院、委員会及び議員の必要が妨げられない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

第十六条　この局に必要な局長、次長及びその他の職員は、政党に加入していても加入していなくても、その職務を行うに適当な者につき、国会職員法の規定により館長がこれを任命する。

館長は、更にこの局の職員に、両議院の常任委員会の必要とする広汎な関連分野に専門調査員を任命することができる。この専門調査員の待遇は、行政及び司法の各部門の一級官吏と同等とする。

第七章　行政及び司法の各部門への奉仕

第十七条　館長は、行政及び司法の各部門に、図書館奉仕の連繋をしなければならない。この目的のために館長は左の権能を有する。

一　行政及び司法の各部門の図書館長を、これらの部門を各々代表する連絡調整委員会の委員の推薦によって任命する。但し、国家公務員法の適用を受ける者については、同法の規定に従い、且つ、当該部門の長官の同意を得なければならない。

二　行政及び司法の各部門の図書館で使用に供するため、目録法、図書館相互間の貸出及び資料の交換、綜合目録及び綜合一覧表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定めることができる。これによって国の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

三　行政及び司法の各部門の図書館長に、年報又は特報の提出を要求することができる。

第十八条　行政及び司法の各部門に在る図書館の予算は当該各部門の予算の中に「図書館」の費目の下に、明白に区分して計上する。この費目の経費は、行政及び司法の各部門を各々代表する連絡調整委員会の委員及び館長の承認を得なければ、他の費目に流用し又は減額することができない。

第十九条　行政及び司法の各部門の図書館長は、当該各部門に充分な図書館奉仕を提供しなければならない。当該各図書館長は、その職員を、国会職員法又は国家公務員法若しくは裁判所法の規定により任免することができる。当該各図書館長は、国立国会図書館長の定める規程に従い、図書及びその他の図書館資料を購入その他の方法による受入方を当該各部門の長官若しくは館長に勧告し、又は直接に購入若しくは受入をすることができる。

第二十条　館長が最初に任命された後六箇月以内に、行政及び司法の各部門に現存するすべての図書館は、本章の規定による国立国会図書館の支部図書館となる。なお、現に図書館を有しない各庁においては、一箇年以内に支部図書館を設置するものとする。

第八章　その他の図書館及び一般公衆に対する奉仕

第二十一条　国立国会図書館の奉仕及び蒐集資料は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民にこれを最大限に利用させる。この目的のために、館長は左の権能を有する。

一　館長の定める諸規程に従い、図書館の蒐集資料を国立国会図書館建物内で若しくは図書館相互間の貸出で、又は複写若しくは陳列によって、一般公衆の使用並びに研究の用に供する。且つ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

二　あらゆる適切な方法により、図書館の組織及び図書館奉仕の改善につき、都道府県の議会その他の地方議会、公務員

又は図書館人を援助する。

三　国立国会図書館で印刷した目録票又はその他の出版物を他の図書館及び個人が、購入しようとする際には、館長の定める価格でこれを売り渡す。

四　日本の図書館資料資源に関する綜合目録、並びに全国の図書館資料資源の連繋ある使用を実現するために必要な他の目録及び一覧表の作成のために、あらゆる方策を講ずる。

第二十二条　上野公園の国立図書館は、昭和二十四年四月一日までに、国立国会図書館の支部図書館となり、特に東京都民の用に供するよう有効に運用される。この図書館はできる限り速かに、東京都に移管し、移管前に制定される法律及び諸規程に従って運用される。

第九章　蒐集資料

第二十三条　館長は、国立国会図書館の蒐集資料として図書及びその他の図書館資料を購入、納本、寄贈、遺贈若しくは交換によって、又は行政及び司法の各部門からの移管によって受入することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の図書館資料を国立国会図書館に移管することができる。

館長は、国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換用に利用し、若しくは処分することができる。

第十章　国、地方公共団体等の発行する出版物の納入

第二十四条　国の諸機関により又は国の諸機関のため、左の各号に該当する出版物（機密扱のもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用のため並びに外国政府出版物との国際的交換の用

又はその他の国際的交換の用に供するために、その発行部数が五百部以上のときはその三十部、その発行部数が五百部未満のときは館長の定めるところにより三十部未満の部数を、直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。但し、館長は、発行部数が五百部以上の場合において、特に必要があると認めるときは、三十部を超え五十部を超えない部数の納入を求めることができ、又特別の事由があると認めるときは、三十部未満の部数を納入させることもできる。

一　図書
二　小冊子
三　逐次刊行物
四　楽譜
五　地図
六　映画技術によって製作した著作物
七　録音盤その他音を機械的に複製する用に供する機器に写調した著作物
八　前各号に掲げるものの外、印刷術その他の機械的又は化学的方法によって、文書又は図画として複製した著作物

2　前項の規定は、同項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。但し、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、且つ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二　都道府県若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、前条の規定に準じ、その出版物を直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

2　市（特別区を含む。以下同じ。）町村若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため、前条第一項

に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、市又はこれに準ずるものの場合にあっては十部以下、町村又はこれに準ずるものの場合にあっては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

3　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第十一章　その他の者の発行する出版物の納入

第二十五条　前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する目的のため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なもの一部を国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2　第二十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十四条第二項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

4　第一項但書の規定により出版物を寄贈した者及び出版物を遺贈した者の相続人に対して、館長は、定期に作成する全日本出版物の目録で当該出版物を登載したものを送付する。

第二十五条の二　発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかったときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはそれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

2　発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

第十二章　金銭の受入及び支出並びに予算

第二十六条　館長は、国立国会図書館に関し、その奉仕又は蒐集資料に関連し、直ちに支払に供し得る金銭の寄贈を受けることができる。この場合には両議院の議院運営委員会の承認を得なければならない。

第二十七条　国立国会図書館に充当されているあらゆる経費は、館長の監督の下に、その任命した支出官によって支出される。

第二十八条　国立国会図書館の予算は、館長がこれを調整し、両議院の議院運営委員会に提出する。委員会はこの予算を審査して勧告を附し、又は勧告を附さないで、両議院の議長に送付する。

附　則

第二十九条　この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年法律第八十四号国会図書館法は、これを廃止する。

第三十条　この法律施行の日に、両議院の図書館は各々分離した図書館としての存在を終止し、その蒐集資料は、国立国会図書館に移管される。

第三十一条　国立国会図書館の各種の地位への任命に完全な有資格者が得られない場合には、館長は、二年を超えない期間内で、臨時にその職員を任命することができる。その期間終了の際、その地位に優れた有資格者が得られるならば、その臨時の任命は更新せられないものとする。

附　則（昭和二十四年法律第百九十四号）

1　この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

2　改正後の第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条並びに改

正後の第二十四条の二及び第二十五条の規定にかかわらず、その納入を免ずることができる。

3　この法律施行前に発行された出版物の納入又は納本については、なお従前の例による。

附　則　（昭和三十年法律第三号）抄

1　この法律は、第二十二回国会の召集の日から施行する。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律

（昭和二十四年五月二十四日法律第百一号）

改正　昭和二十四年五月二十四日法律第百三号
同　二十八年二月十三日法律第五号
同　三十一年三月三十一日法律第四十七号
同　三十二年三月二十九日法律第八号
同　三十五年六月三十日法律第百十三号
同　三十五年七月二十八日法律第百三十号
同　三十七年四月十六日法律第七十七号
同　三十七年五月十六日法律第百三十二号

第一条　左の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館（以下支部図書館という。）は、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。

国立国会図書館支部会計検査院図書館	会計検査院
国立国会図書館支部人事院図書館	人事院
国立国会図書館支部内閣法制局図書館	内閣法制局
国立国会図書館支部日本学術会議図書館	日本学術会議
国立国会図書館支部内閣文庫	総理府
国立国会図書館支部総理府統計局図書館	総理府

国立国会図書館支部宮内庁図書館	宮内庁
国立国会図書館支部行政管理庁図書館	行政管理庁
国立国会図書館支部防衛庁図書館	防衛庁
国立国会図書館支部防衛施設庁図書館	防衛施設庁
国立国会図書館支部経済企画庁図書館	経済企画庁
国立国会図書館支部科学技術庁図書館	科学技術庁
国立国会図書館支部警察庁図書館	警察庁
国立国会図書館支部法務図書館	法務省
国立国会図書館支部外務省図書館	外務省
国立国会図書館支部大蔵省文庫	大蔵省
国立国会図書館支部文部省図書館	文部省
国立国会図書館支部厚生省図書館	厚生省
国立国会図書館支部農林省図書館	農林省
国立国会図書館支部通商産業省図書館	通商産業省
国立国会図書館支部工業技術院図書館	通商産業省
国立国会図書館支部特許庁図書館	特許庁
国立国会図書館支部運輸省図書館	運輸省
国立国会図書館支部海上保安庁図書館	海上保安庁
国立国会図書館支部気象庁図書館	気象庁
国立国会図書館支部郵政省図書館	郵政省
国立国会図書館支部労働省図書館	労働省
国立国会図書館支部建設省図書館	建設省
国立国会図書館支部自治省図書館	自治省

第二条　各支部図書館に支部図書館の長各一人を置く。

2　支部図書館の長は、国立国会図書館法に従い、支部図書館の館務を掌理する。

第三条　各支部図書館に、専任の職員を置く。

2　前項の職員は、当該行政機関の職員のうちから、国立国会図書館法第十九条の規定により、任免する。

第四条　第一条に規定する行政機関の長は、前条に規定する職員の定数を、当該行政機関の職員の定員の範囲内において、支部図書館の状況に応じて、適当な数に定めなければならない。この場合において、当該行政機関の長は、国立国会図書館の館長に協議しなければならない。

附　則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行し、通商産業省に置かれる支部図書館に関しては、昭和二十四年五月二十五日から適用する。

附　則（昭和二十四年法律第百三号）

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律　五五

この法律は、昭和二十四年五月二十五日から施行する。

附　則（昭和二十八年法律第五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三十一年法律第四十七号）

1　この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2　国立国会図書館支部防衛施設庁図書館の長その他の職員の任免については、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第十七条第一号ただし書及び第十九条中「国家公務員法」とあるのは、「自衛隊法」と読み替えるものとする。

附　則（昭和三十二年法律第八号）

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附　則（昭和三十五年法律第百十三号）

この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

附　則（昭和三十五年法律第百三十号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三十七年法律第七十七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三十七年法律第百三十二号）抄

この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。

裁判所法（抄）

改正（抄）　昭和二十三年十二月二十一日法律第二百六十号
同　二十五年四月十四日法律第九十六号
同　三十二年五月一日法律第九十一号

（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）

第十四条の四　（最高裁判所図書館）最高裁判所に国立国会図書館の支部図書館として、最高裁判所図書館を置く。

国立国会図書館組織規程

改正　昭和三十五年八月一日国立国会図書館規程第二号
（昭和三十四年六月一日国立国会図書館規程第二号）

国立国会図書館組織規程を次のように定める。

国立国会図書館組織規程

（部局）

第一条　国立国会図書館に、次の一局六部を置く。

一　総務部
二　調査及び立法考査局
三　収書部
四　整理部
五　閲覧部
六　連絡部
七　建築部

（総務部の事務）

第二条　総務部においては、次の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。
二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
三　館長印及び館印を管守すること。
四　公文書の接受、発送及び保存に関すること。
五　国立国会図書館法（昭和二十三年二月九日法律第五号。以下「館法」という。）その他の法規に関すること。
六　両議院の議院運営委員会、国立国会図書館連絡調整委員会等との連絡に関すること。
七　館務の総合調整に関すること。
八　国会分館、支部上野図書館、支部静嘉堂文庫及び支部東洋文庫に関すること。
九　国立国会図書館の所掌事務の周知宣伝に関すること。
十　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
十一　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
十二　国立国会図書館に属する物品（図書館資料を除く。）及び債権の管理に関すること。
十三　前各号に掲げるものの外、国立国会図書館の所掌事務で他部局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。

（調査及び立法考査局の事務）

第三条　調査及び立法考査局においては、館法第十五条に規定する職務の外、館法第八条に規定する法律の索引の作成及び命令等の索引の作成に関する事務をつかさどる。

（収書部の事務）

第四条　収書部においては、次の事務をつかさどる。

一　収書計画に関すること。
二　館法第二十四条から第二十五条までに規定する出版物の納入に関すること。
三　購入、寄贈、遺贈、移管、交換その他の方法による図書館資料の受入に関すること。
四　館法第二十三条に規定する図書館資料の移管又は処分に関すること。
五　図書館資料の原簿の登録及び保管に関すること。
六　館法第七条に規定する出版物の目録の作成及び出版に関すること。
七　前各号に掲げるものの外、図書館資料の収集に関すること。

（整理部の事務）

第五条　整理部においては、次の事務をつかさどる。
一　図書館資料の分類に関すること。
二　図書館資料の目録記入に関すること。
三　閲覧用目録の編成及び保管に関すること。
四　増加図書目録の編さんに関すること。
五　館法第二十一条第四号の総合目録の作成に関すること。
六　前各号に掲げるものの外、図書館資料の整理に関すること。

（閲覧部の事務）

第六条　閲覧部においては、次の事務をつかさどる。
一　調査及び研究に必要な文献の紹介、説明等のレファレンス（調査及び立法考査局において行うものを除く。）に関すること。
二　主題別文献目録、索引、図書解題の作成等書誌に関すること。
三　所属図書館資料の保管に関すること。
四　所属図書館資料の館内閲覧に関すること。
五　所属図書館資料の貸出に関すること。

（連絡部の事務）

第七条　連絡部においては、次の事務をつかさどる。
一　館法第十七条第二号に規定する支部図書館の運営の方法及び制度に関すること。
二　館法第十七条第三号に規定する年報及び特報に関すること。
三　前二号に掲げるものの外、行政及び司法の各部門に対する図書館奉仕の連けいに関すること。
四　地方議会図書室等の援助に関すること。
五　公共図書館、専門図書館等との連絡及び協力に関すること。
六　図書館資料の複写及びその頒布に関すること。
七　印刷カードの作成及び頒布に関すること。
八　図書館活動の国際的協力に関すること。
九　図書館資料の国際交換に関すること。
十　研究調査を目的とする団体のための図書館資料の国際的交換のあっ旋及び受託に関すること。

（建築部の事務）

第八条　建築部においては、次の事務をつかさどる。

一　庁舎新営その他営繕に関すること。

二　国有財産の維持管理に関すること。

三　国立国会図書館建築委員会に関すること。

（国会分館）

第九条　国立国会図書館に、国会分館を置く。

2　国会分館は、議事堂内に置く。

3　国会分館においては、次の事務をつかさどる。

一　国会議員、国会職員その他国会関係者の図書館資料の閲覧その他の利用に関すること。

二　所属図書館資料の保管に関すること。

（支部図書館）

第十条　国立国会図書館に、支部上野図書館を置く。

2　支部上野図書館は、東京都台東区上野公園に置く。

3　支部上野図書館においては、所属図書館資料の閲覧その他の利用及び保管に関する事務をつかさどる。

第十一条　財団法人静嘉堂及び財団法人東洋文庫の委託に基き、国立国会図書館に、それぞれ次の支部図書館を置く。

一　支部静嘉堂文庫

二　支部東洋文庫

2　支部静嘉堂文庫は、東京都世田谷区岡本町に、支部東洋文庫は、東京都文京区駒込上富士前町に置く。

3　第一項に掲げる支部図書館においては、その所蔵する図書館資料の閲覧その他の利用及び保管に関する事務をつかさどる。

（職員）

第十二条　国立国会図書館に、館長、副館長及び専門調査員の外、次の職員を置く。

一　司書

二　調査員

三　参事

四　前各号に掲げる職員以外の職員

（専門調査員の定数及び職務）

第十三条　専門調査員の定数は、十八人とする。

2　専門調査員は、各専門分野について、館法第十五条第一号から第三号までに規定する事務のうち、特に重要な事項をつかさどる。

（司書の職務）

第十四条　司書は、上司の命を受けて、図書館資料の収集、整理、閲覧、レファレンス等に関する技術及び事務をつかさどる。

（調査員の職務）

第十五条　調査員は、上司の命を受けて、各種の調査及びレファレンスに関する事務をつかさどる。

（参事の職務）

第十六条　参事は、上司の命を受けて、各部局の事務又は技術をつかさどる。
（第十二条第四号の職員の職務）

第十七条　第十二条第四号に掲げる職員は、上司の命を受けて、職務に従事する。
（局長及び次長）

第十八条　調査及び立法考査局長は、上司の命を受けて、局務を掌理する。

2　調査及び立法考査局次長は、局長を助けて、局務を整理する。
（部長）

第十九条　部に部長を置く。

2　部長は、上司の命を受けて、部務を掌理する。
（主幹）

第二十条　調査及び立法考査局に、主幹五人を置く。

2　主幹は、上司の命を受けて、局の所掌する調査業務のうち特に重要な事項の企画及び調整に参画し、並びに調査業務の一部を総括整理し、又は特に重要な事項の調査をつかさどる。
（司書監及び主任司書）

第二十一条　収書部、整理部及び閲覧部に、司書監各一人を置き、収書部、整理部及び閲覧部に、各部を通じて主任司書四人を置く。

2　司書監は、上司の命を受けて、部の所掌事務のうち特に重要な司書事務の企画及び調整に参画し、並びに部務の一部を総括整理する。

3　主任司書は、上司の命を受けて、部の所掌事務のうち重要な司書事務の企画及び調整に参画し、並びに部務の一部をつかさどる。
（分館長）

第二十二条　国会分館に分館長を置く。

2　分館長は、上司の命を受けて、分館の事務を掌理する。
（支部図書館長及び文庫長）

第二十三条　支部上野図書館に、支部図書館長を、支部静嘉堂文庫及び支部東洋文庫に、文庫長を置く。

2　支部図書館長及び文庫長は、上司の命を受けて、支部図書館の事務を掌理する。
（課及び室並びに課長及び室長）

第二十四条　局、部、国会分館及び支部上野図書館に、課又は室を置く。

2　課及び室に、それぞれ課長及び室長を置く。

3　課長及び室長は、上司の命を受けて、課務又は室務を掌理する。
（行政司法各部門の支部図書館）

第二十五条　行政及び司法の各部門の支部図書館の運営の方法及び制度については、別に定める。
（組織の細目）

第二十六条　館法及びこの規程に定めるものの外、組織の細目は、館長が定める。

附　則

1　この規程は、昭和三十四年六月一日から施行する。ただし、第十三条第一項の規定は、昭和三十五年四月一日から施行

国立国会図書館組織規程

する。

2　国立国会図書館組織規程（昭和二十三年八月二十四日制定）は、廃止する。

附　則（昭和三十五年八月一日国立国会図書館規程第二号）

この規程は、昭和三十五年八月一日から施行する。

国立国会図書館職員定員規程

（昭和三十三年四月一日国立国会図書館規程第一号）

改正　昭和三十四年　七月二十二日国立国会図書館規程第三号
同　三十五年　七月二十五日同　第一号
同　三十五年十二月二十七日同　第三号
同　三十六年　四月　一日同　第一号
同　三十七年　五月　十二日同　第一号

国立国会図書館職員定員規程を次のように定める。

国立国会図書館職員定員規程

国立国会図書館職員（館長、副館長、休職者及び非常勤職員を除く。）の定員は、七百八十八人とする。

附　則

1　この規程は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2　国立国会図書館職員定員規程（昭和二十三年十一月二十九日官報公示）は、廃止する。

附　則（昭和三十四年七月二十二日国立国会図書館規程第三号）

この規程は、公示の日から施行する。

附　則（昭和三十五年七月二十五日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、昭和三十五年七月二十五日から施行し、昭和三十五年七月一日から適用する。

国立国会図書館職員定員規程

附　則（昭和三十五年十二月二十七日国立国会図書館規程第三号）

この規程は、公示の日から施行する。

附　則（昭和三十六年四月一日国立国会図書館規程第一号）

1　この規程は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2　この規程の本則にかかわらず、定員は、昭和三十六年六月三十日までの間は、七百三十五人とし、昭和三十六年七月一日から同年九月三十日までの間は、七百三十六人とする。

附　則（昭和三十七年五月十二日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、昭和三十七年七月一日から施行する。

国立国会図書館建築委員会法

（昭和二十三年二月九日法律第六号）

改正　昭和三十年一月二十八日法律第三号

第一条　この法律により、国立国会図書館建築委員会を設け、委員長及び四人の委員でこれを組織する。委員長には国立国会図書館の館長を充て、委員には各議院の議院運営委員長、建設大臣及び両議院の議長が任命する建築専門家一人を充てる。委員長及び委員（建築専門家を除く）は、これがため特別の報酬を受けない。但し、その必要な支出については、委員会に充当されている経費からこれを支弁する。

第二条　委員会の職務は、国立国会図書館建築につき最初の明細書を準備し、敷地を選定し、建築家を選びこれに建築設計の準備及び費用の見積をさせ、且つ、建物の建築につき予算上の勧告をも含めて、両議院の議長を経由して国会に勧告することである。委員会は、少くとも半年以内毎に、両議院の議長に経過を報告するものとする。

第三条　委員会は、国立国会図書館の建築が完了するまで存続する。建築が完了したときは、最終の報告をする。

第四条　事務職員費、用品費、旅費その他の費用等必要な経費については、国会の議決により、その必要と認められた金額を委員会の費用として充当されるものとする。

附　則

この法律は、国立国会図書館法施行の日から、これを施行する。

附　則（昭和三十年法律第三号）　抄

1　この法律は、第二十二回国会の召集の日から施行する。

国立国会図書館建築委員会議事規則

第一条　国立国会図書館建築委員会（以下「委員会」という。）の会議は、委員長が、日時及び場所を定めて招集する。

第二条　委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が議長となる。

第三条　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2　議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第四条　発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

第五条　委員会は、国会議員、国立国会図書館の職員その他適当と認める者に会議への出席を求めることができる。

第六条　議事の手続に関する事項でこの規則に規定のないものは、委員長が会議にはかって定める。

第七条　委員会の庶務は、国立国会図書館建築部で行なう。

附　則

この規則は、昭和三十六年六月二十三日から施行する。

（昭和三十六年六月二十三日制定）

国立国会図書館連絡調整委員会議事規則

第一条　国立国会図書館連絡調整委員会（以下「委員会」という。）の会議は、委員長が、日時及び場所を定めて招集する。

第二条　委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が議長となる。

第三条　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2　議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第四条　発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

第五条　委員会は、国会議員、国立国会図書館の職員その他適当と認める者に会議への出席を求めることができる。

第六条　議事の手続に関する事項でこの規則に規定のないものは、委員長が会議にはかって定める。

第七条　委員会の庶務は、国立国会図書館総務部で行なう。

附　則

この規則は、昭和三十六年十二月七日から施行する。

（昭和三十六年十二月七日制定）

職員関係法令

国会職員法

（昭和二十二年四月三十日法律第八十五号）

改正　昭和二十三年七月五日法律第九十一号
同　二十七年七月三十日同第二百四十六号
同　二十八年八月十二日同第百九十八号
同　三十年一月二十八日同第三号
同　三十三年四月一日同第四十三号
同　三十四年三月三十一日同第七十号
同　三十四年四月十五日同第百三十七号
同　三十五年三月三十一日同第三十号

朕は、帝国議会の協賛を経た国会職員法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

国会職員法

第一章　総則

第一条　この法律において国会職員とは、左に掲げる者をいう。

一　各議院事務局の事務総長、参事、常任委員会専門員及び常任委員会調査員

二　各議院法制局の法制局長及び参事

三　国立国会図書館の館長、副館長、司書、専門調査員、調査員及び参事

四　裁判官弾劾裁判所事務局（以下「弾劾裁判所事務局」という。）及び裁判官訴追委員会事務局（以下「訴追委員会事務局」という。）の参事

五　前各号に掲げる者を除く外、各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、弾劾裁判所事務局及び訴追委員会事務局の職員

第二章　任用

第二条　国会職員は左の各号の一に該当しない者でなければならない。

一　禁治産者及び準禁治産者

二　懲役又は禁錮の刑に処せられて、その刑の執行を終らない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者

三　懲戒処分により官公職を免ぜられ、その身分を失った日から二年を経過しない者

四　前各号の一に該当する者の外、国家公務員法（昭和二十二年法第百二十号）の規定により官職につく能力を有しない者

第三条　国会職員の任用は、別に定のあるものを除き、各本属長の定める任用の基準に基いて、これを行う。

第四条　国会職員の採用は、条件附のものとし、その国会職員が六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

条件附採用に関し必要な事項又は条件附採用期間であって六月をこえる期間を要するものについては、各本属長がこれを定める。

第三章　異動及び在職年数

第五条　国会職員は、各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、弾劾裁判所事務局及び訴追委員会事務局の間を、それぞれの資格に応じて、同等の条件を以てその所属を転ずることができる。

第六条　各議院事務局の事務総長、常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び副館長を除き、国会職員又は国会職員以外の国家公務員は、それぞれの資格に応じて、同等の条件を以て、国会職員以外の国家公務員又は国会職員にその身分を転ずることができる。

第七条　国会職員以外の国家公務員（官吏を含む。）としての在職年は、両議院の議長が協議して定める規程により、これを国会職員としての在職年とみなす。

第四章　分限及び保障

第八条　国会職員は、その意に反して個人的に減給をされることはない。但し、降任、休職又は懲戒による減給は、この限りでない。

第九条　国会職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

第十条　国会職員が第二条各号の一に該当するに至ったときは、当然失職する。

第十一条　国会職員が左の各号の一に該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一　勤務実績が著しくよくないとき

二　身体又は精神の故障により、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

三　その他その職に必要な適格性を欠くとき

四　廃職となり又は定員改正により過員を生じたとき

前項第一号乃至第三号の規定により降任し、又は免職するときは、国会職員考査委員会の審査を経なければならない。

第十二条　第十三条第一項第三号により休職を命ぜられ、満期となったときは、当然退職者とする。

第十三条　国会職員が左の各号の一に該当するときは、その意に反して、これに休職を命ずることができる。

一　懲戒のため国会職員考査委員会の審査に付せられたとき

二　刑事事件に関し起訴されたとき
三　廃職となり又は定員改正により過員を生じたとき
四　身体又は精神の故障により長期の休養を要するとき
五　事務の都合により必要があるとき

前項第四号及び第五号の規定により休職を命ずるには、国会職員考査委員会の審査を経なければならない。

第一項の休職の期間は、第一号及び第二号の場合においては、その事件が、国会職員考査委員会又は裁判所に繋属中となるときは、休職について権限のある者がこれを定める。

し、第三号及び第五号の場合においては一年とし、第四号の場合において、休養を要する程度に応じ個々の場合について、休職について権限のある者がこれを定める。

第一項第四号に該当し、三年に満たない期間休職を命ぜられた国会職員が、その期間経過の際、引き続き同号に該当するときは、休職について権限のある者は、その休職を発令した日から引き続き三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ、当該休職期間を延長しなければならない。

第十四条　休職者は、その身分を有するが、職務に従事しない。

前条第一項第三号乃至第五号の規定により、休職を命ぜられた者に対しては、休職期間が満期となるまでは、事務の都合により、何時でも復職を命ずることができる。

前条第一項第四号の規定により休職を命ぜられ同条第三項又は第四項の規定による三年の休職期間が満期となった者及び同条第一項第五号の規定により休職を命ぜられその休職期間が満期となった者については、事務の都合により、復職を命じ、又は休職期間を更新することができる。

第十五条　休職及び復職は、任用について権限がある者が、これを行う。

第十五条の二　国会職員で、その意に反して、降任され、休職され、免職され、その他著しく不利益な処分若しくは取扱を受け、又は懲戒処分を受けた者の苦情の処理に関しては、衆議院の事務局及び法制局並びに訴追委員会事務局の職員については衆議院議長が衆議院の議院運営委員会に諮って定め、参議院の事務局及び法制局並びに弾劾裁判所事務局の職員については参議院議長が参議院の議院運営委員会に諮って定め、国立国会図書館の職員については国立国会図書館の館長が両議院の議院運営委員会の承認を経て定めるところによる。

第十六条　本章の規定（第十条の規定を除く。）は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務を掌る参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長並びに条件附採用期間中の職員、非常勤の職員及び臨時の職員については、これを適用しない。

第五章　服務

第十七条　国会職員は、国会の事務に従事するに当り、公正不偏、誠実にその職務を尽し、以て国民全体に奉仕することを本分とする。

第十八条　国会職員は、その職務を行うについては、上司の命令に従わねばならない。但し、その命令について意見を述べることができる。

第十八条の二　国会職員は、組合又はその連合体（以下本条中「組合」という。）を結成し、若しくは結成せず、又はこれらに加入し、若しくは加入しないことができる。国会職員は、これらの組織を通じて、代表者を自ら選んでこれを指名し、勤務条件に関し、及びその他社交的厚生的活動を含む適法な目的のため、当局と交渉することができる。但し、この交渉は、当局と団体協約を締結する権利を含まないものとする。すべて国会職員は、国会職員の組合に属していないという理由で、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

国会職員は、前項の組合について、その構成員であること、これを結成しようとしたこと若しくはこれに加入しようとしたこと又はその組合における正当な行為をしたことのために不利益な取扱を受けない。

国会職員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は国会の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない。

国会職員で同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、当局に対し、法令に基いて保有する任命上又は雇用上の権利を以て、対抗することができない。

国会職員が当局と交渉する場合の手続その他組合に関し必要な事項は、両議院の議長が協議してこれを定める。

第十九条　国会職員は、本属長の許可がなければ、職務上知り得た秘密を漏らすことはできない。その職を離れた後でも同様である。

第二十条　国会職員は、職務の内外を問わず、その信用を失うような行為があってはならない。

第二十条の二　国会職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮って定める政治的行為をしてはならない。

国会職員は、公選による公職の候補者となり、又は公選による公職と兼ねることができない。

国会職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

第二十一条　国会職員は、営利を目的とする事業団体の役員又は職員その他の使用人となり、又は営利を目的とする事業に従事することができない。

本属長は、その所属国会職員が、営利を目的としない事業団体の役員若しくは職員となり、又は営利を目的としない事業に従事することが、国会職員の職務遂行に支障があると認める場合においては、これを禁ずることができる。

第二十二条　国会職員は、本属長の許可を受けなければ、本職の外に、給料を得て他の事務を行うことはできない。

第二十三条　国会職員は、本属長の許可を受けなければ、濫りに職務を離れることはできない。

第二十四条　国会職員の勤務時間、居住地、制服その他服務上必要な事項は、本属長がこれを定める。

第二十四条の二　本章の規定は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務を掌る参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長については、これを適用しない。

第六章　給与、旅費、災害補償及び年金等

第二十五条　国会職員は、その在職中給料を受ける。

国会職員は、給料の外、必要な手当その他の給与及び旅費を受けることができる。

国会職員の給料、手当その他の給与の種類、額、支給条件及び支給方法並びに旅費については、別に法律（これに基く命令を含む。）で定めるものを除く外、両議院の議長が、両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮ってこれを定める。

第二十六条　第十三条の規定により休職を命ぜられた国会職員は、両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮って定めるところにより、給与の全部又は一部を受けることができる。

第二十六条の二　国会職員及びその遺族は、両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮って定めるところにより、その国会職員の公務上の災害に対する補償等を受ける。

第二十七条　国会職員及びその遺族は、その国会職員の退職又は死亡の場合には、別に法律の定めるところにより、年金及び一時金並びに退職手当を受ける。

第二十七条の二　各本属長は、国会職員の勤務能率の発揮及び増進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めるものとする。

一　国会職員の教育訓練に関する事項
二　国会職員の保健に関する事項
三　国会職員の元気回復に関する事項
四　国会職員の安全保持に関する事項
五　国会職員の厚生に関する事項

第七章　懲戒

第二十八条　各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務を掌る参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長を除く国会職員は、左の事由があった場合において懲戒の処分を受ける。

一　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
二　職務の内外を問わずその信用を失うような行為があったとき

第二十九条　懲戒は左の通りとする。

一　戒告
二　減給
三　免職

第三十条　減給は、一日以上一年以下給料の五分の一以下を減ずる。

第三十一条　懲戒は、国会職員考査委員会の審査を経て、任用について権限がある者が、これを行う。

第三十二条　懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる。この法律による懲戒処分は、その国会職員が、同一又は関連の事件に関し、重ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

第八章　国会職員考査委員会

第三十三条　国会職員の分限及び懲戒に関する事項を審査するため、各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所（以下「弾劾裁判所」という。）及び裁判官訴追委員会（以下「訴追委員会」という。）に、それぞれ国会職員考査委員会を設ける。

第三十四条　国会職員考査委員会は、それぞれ委員長一人、委員若干人でこれを組織する。

第三十五条　各議院事務局に設ける国会職員考査委員会の委員長は、その院の事務総長、その委員は、その院の事務局の事務次長及び部長、他の院の事務局の事務総長及び事務次長、各議院法制局の法制局長及び法制次長並びに国会図書館の館長が、これに当る。

第三十五条の二　各議院法制局に設ける国会職員考査委員会の委員長は、その院の法制局の法制局長、その委員は、その院の法制局の法制次長及び部長、他の院の法制局の法制局長及び法制次長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに国立国会図書館の館長が、これに当る。

第三十六条　国立国会図書館に設ける国会職員考査委員会の委員長は、国立国会図書館の館長、その委員には、国立国会図書館の副館長及び館長が指名する局長若しくは部長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長及び法制次長が、これに当る。

第三十七条　弾劾裁判所に設ける国会職員考査委員会の委員長は、弾劾裁判所の裁判長、その委員には、弾劾裁判所事務局

及び訴追委員会事務局の事務局長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長及び法制次長が、これに当る。

第三十八条　訴追委員会に設ける国会職員考査委員会の委員長は、訴追委員会の委員長、その委員は、訴追委員会事務局及び弾劾裁判所事務局の事務局長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長及び法制次長が、これに当る。

第三十九条　国会職員考査委員会にそれぞれ幹事数人を置き、各委員長が、国会職員の中よりこれを命ずる。

第四十条　国会職員考査委員会に関する規程は、両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮り、両議院の議長が、これを定める。

第九章　補則

第四十一条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及びじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）並びにこれらに基く命令は、国会職員については、これを適用しない。

国会職員に関しては、この法律で定めた事項及びこの法律に基き両議院の議長若しくは本属長が定めた事項又は国会職員の勤務条件について他の法律（これに基く命令を含む。）で定めた事項に矛盾しない範囲内において、労働基準法及びこれに基く命令の規定を準用する。但し、労働基準監督機関の職権に関する規定は、これを準用しない。

前項の規定の適用に関し必要な事項は、両議院の議長が協議してこれを定める。

附　則

この法律は、国会法施行の日から、これを施行する。

附　則（昭和二十三年七月五日法律第九十一号）

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附　則（昭和二十七年七月三十日法律第二百四十六号）

1　この法律は、公布の日から施行し、第一条中国会職員法第二十六条の改正規定は、昭和二十七年一月一日から適用する。

2　この法律施行の際現に国会に勤務する職員で、従前の国会職員法第一条に規定する国会職員以外の者は、同一の勤務条件をもって改正後の同法第一条第五号に掲げる各相当の国会職員となるものとする。

3　改正後の国会職員法第十三条第四項の規定は、この法律施行の際現に休職を命ぜられている国会職員に対しても適用する。

附　則（昭和二十八年八月十二日法律第百九十八号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三十年一月二十八日法律第三号）　抄

1　この法律は、第二十二回国会の召集の日から施行する。

（召集の日＝昭和三十年三月十八日）

附　則（昭和三十三年四月一日法律第四十三号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三十四年三月三十一日法律第七十号）　抄

1　この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

3　この法律の施行の際現に改正前の国会職員法第一条第五号の職員である者は、別に辞令を発せられないときは、同一の勤務条件をもって、改正後の同法第一条第五号の相当の職員となるものとする。

附　則（昭和三十四年四月十五日法律第百三十七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める。

（昭和三十四年政令第百六十二号で昭和三十四年七月十日から施行）

附　則（昭和三十五年三月三十一日法律第三十号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

国会職員考査委員会規程

改正　昭和二十三年八月十七日
同　二十七年七月三十日

（昭和二十二年九月一日両院議長決定）

第一条　国会職員考査委員会は、委員長及び委員を併せ総員の三分の二以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

第二条　国会職員考査委員会の議事は、出席員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第三条　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その予め指定する委員が委員長の職務を行う。

第四条　国会職員考査委員会に、顧問医を置く。

顧問医は、委員長がこれを依嘱する。

第五条　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十一条第一項第二号により免職する場合又は第十三条第一項第四号により休職を命ずる場合には、予め顧問医の意見を徴しなければならない。

第六条　国会職員考査委員会の幹事は、委員長の命を受け委員会の議事を準備し、庶務を掌理する。

第七条　国会職員考査委員会に書記若干人を置き、委員長が国会職員の中よりこれを命ずる。

書記は幹事の命を受け庶務に従事する。

附　則

この規程は、昭和二十二年九月一日から、これを施行する。

国会職員考査委員会規程

附　則（昭和二十三年八月十七日）

この規程は、昭和二十三年七月五日から、これを適用する。

附　則（昭和二十七年七月三十日）

この規程は、国会職員法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百四十六号）施行の日から施行する。

国会職員の政治的行為の禁止又は制限に関する規程

改正　昭和二十八年八月七日

（昭和二十七年七月三十日両院議長決定）

第一条　この規程は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務を掌る参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長を除く国会職員（以下「職員」という。）に適用する。

第二条　禁止又は制限される職員の政治的行為は、すべて、職員が、公然又は内密に、職員以外の者と共同して行う場合においても、禁止又は制限される。

第三条　職員が自ら行うことを禁止又は制限される政治的行為は、すべて、職員が自ら選んだ又は自己の管理に属する代理人、使用人その他の者を通じて間接に行う場合においても、禁止又は制限される。

第四条　禁止又は制限される職員の政治的行為は、第六条第十六号に定めるものを除いては、職員が勤務時間外において行う場合においても、適用される。

第五条　政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもってなされる行為であっても、第六条に定める政治的行為に含まれない限り、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十条の二第一項の規定に違反するものではない。

一　公選による公職の選挙において、特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること。

二　最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査に際し、特定の裁判官を支持し、又はこれに反対すること。

三　特定の政党その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対すること。

四　特定の内閣を支持し、又はこれに反対すること。
五　政治の方向に影響を与える意図で、特定の政策を主張し、又はこれに反対すること。
六　国の機関又は公の機関において決定した政策（法令、規則又は条例に包含されたものを含む。）の実施を妨害すること。
七　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ、又は成立させないこと。
八　地方自治法に基く地方公共団体の議会の解散又は法律に基く公務員の解職の請求に関する署名を成立させ、若しくは成立させず、又はこれらの請求に基く解散若しくは解職に賛成し、若しくは反対すること。

第六条　国会職員法第二十条の二第一項に規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。
一　政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。
二　政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し、又は提供せずその他政治的目的をもつなんらかの行為をし、又はしないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益を得、若しくは得ようと企て、又は得させようとすることあるいは不利益を与え、与えようと企て、又は与えようとおびやかすこと。
三　政治的目的をもって、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め、若しくは受領し、又はなんらの方法をもってするを問わずこれらの行為に関与すること。
四　政治的目的をもって、前号に定める金品を国家公務員に与え、又は支払うこと。
五　政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参与し、若しくはこれらの行為を援助し、又はこれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。
六　特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように、又はならないように勧誘運動をすること。
七　政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配付し、又はこれらの行為を援助すること。
八　政治的目的をもって、前条第一号に定める選挙、同条第二号に定める国民審査の投票又は同条第八号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するように、又はしないように勧誘運動をすること。
九　政治的目的のための署名運動を企画し、主宰し、又は指導しその他これに積極的に参与すること。
十　政治的目的をもって、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること。
十一　集会その他多数の人に接し得る場所で、又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。
十二　政治的目的を有する文書又は図画を国の庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させその他政治的目的のために国の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。
十三　政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し、若しくは配布し、又は多数の人に対して、朗読し、若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し、又は編集すること。
十四　政治的目的を有する演劇を演出し、若しくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること。
十五　政治的目的をもって、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し、又は配布すること。
十六　政治的目的をもって、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し、又は表示すること。

十七　なんらの名義又は形式をもってするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。

第七条　この規程のいかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するため当然行うべき行為を禁止又は制限するものではない。

附　則

この規程は、国会職員法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百四十六号）施行の日から施行する。

附　則（昭和二十八年八月七日）

この規程は、国会職員法等の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百九十八号）施行の日から施行する。

国立国会図書館職員苦情処理規程

（昭和二十七年七月三十日制定）
（国立国会図書館規程第四号）

改正　昭和二十八年一月十日　国立国会図書館規程第一号
同　三十年四月一日　国立国会図書館規程第三号

（国立国会図書館職員の苦情の処理）

第一条　国会職員法第十五条の二の規定に基く国立国会図書館職員の苦情の処理に関しては、この規程の定めるところによる。

（苦情処理のための審査請求）

第二条　その意に反して降任され、休職され、免職され、その他著しく不利益な処分若しくは取扱を受け、又は懲戒処分を受けた国立国会図書館の職員で苦情のある者は、不利益な処分若しくは取扱を受け、又は懲戒処分を受けたことを知った日から三十日以内に、国立国会図書館長に対し、審査請求書をもって審査の請求をすることができる。

（審査請求書の審査）

第三条　前条の請求があったときは、館長は、これを受理した日から十五日以内に、請求書の事案を審査決定し、理由を附記した決定書を請求者に交付しなければならない。

（公平委員会の設置）

第四条　職員の苦情の再審査のため、国立国会図書館に国立国会図書館公平委員会（以下公平委員会という。）を置く。

（公平委員会の組織）

国立国会図書館職員苦情処理規程

第五条　公平委員会は、委員七名をもって組織する。

2　委員は、国立国会図書館長が、次の者に委嘱する。

一　衆議院の議院運営委員長又は議院運営委員中から同委員長が指名する者

二　参議院の議院運営委員長又は議院運営委員中から同委員長が指名する者

三　国会職員以外の者で学識経験を有する者一名

四　国立国会図書館職員組合の推せんする職員側二名

五　国立国会図書館側二名

3　前項第一号に掲げる者は、衆議院の解散によりその職を失ったときも新委員の決定まで引続き委員としての職務を行うものとする。

4　職員側及び館側委員の任期は一年とし、重任を妨げないものとする。

（公平委員長）

第六条　公平委員会に委員長を置く。委員長は、館側及び職員側を除く委員のうちから委員が選挙する。

2　委員長は、会務を総理する。

3　委員長は、館側及び職員側を除く委員の中から、あらかじめその代理者を指名しておかなければならない。委員長が事故あるときは、代理者がその職務を行う。

（再審査の請求）

第七条　第三条の決定に不服ある請求者は、決定書を受理した日から三十日以内に、公平委員会に対し、再審査の請求をすることができる。

（公平委員会の審査）

第八条　公平委員会は、前条の再審査請求があったときは、これに対し、最後の審査決定を行い、その結果を判定書とし理由書を附して、審査請求書受理の日から三十日以内に、館長及び審査請求者に交付しなければならない。

（当事者の趣旨の弁明）

第九条　審査請求者及び館長は、公平委員会の要求に応じ、又は自ら必要と認めるときは、直接又は代理人を選定の上公平委員会に出席し、趣旨の弁明を行うことができる。

（公平委員会の議事手続）

第十条　公平委員長は、第七条の再審査請求を受けたときは、直ちに委員会を招集しなければならない。

2　公平委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決する。可否同数である場合は、委員長の決するところによる。

3　公平委員会は、委員六名が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

（公開の審査）

第十一条　公平委員会は審査請求者から請求があったときは、公開の審査を行わなければならない。

（決定の拘束力）

第十二条　国立国会図書館長は、判定書の交付をうけたときは、その決定事項の実施のため、すみやかに必要な処置をとらなければならない。

（委員会の庶務）

第十三条　公平委員会に、その庶務をつかさどらせるため、幹事及び書記若干名を置き、館長が、職員のうちから命ずる。

（手続事項）

第十四条　この規程に定めるものの外、職員の苦情の処理に関し必要な手続事項は、館長が定める。

附　則

1　この規程は、国会職員法等の一部を改正する法律施行の日から施行する。

2　この規程は、昭和二十七年一月一日からこの規程施行の日の前日までに、国立国会図書館職員が受けた処分又は取扱についても、適用する。この場合には第二条中「不利益な処分若しくは取扱を受け、又は懲戒処分を受けたことを知った日から三十日以内に」を「この規程施行の日から三十日以内に」と読み替えるものとする。

附　則　（昭和二十八年一月十日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、昭和二十八年一月十日から施行する。

附　則　（昭和三十年四月一日国立国会図書館規程第三号）

この規程は、昭和三十年三月十八日から適用する。

職員給与関係法令

特別職の職員の給与に関する法律

（昭和二十四年十二月十二日法律第二百五十二号）

改正

昭和二十四年十二月二十四日法律第二百八十一号
同　二十五年　三月二十九日同　第　三十　一号
同　二十五年　五月　二　日同　第百三十三号
同　二十五年　五月三十　日同　第二百　十　号
同　二十五年　五月三十　日同　第二百十四号
同　二十五年　六月二十八日同　第二百十九号
同　二十五年　六月二十八日同　第二百二十　号
同　二十五年十一月二十四日政令第三百四十三号
同　二十五年十二月二十　日法律第二百九十二号
同　二十五年十二月二十七日同　第二百九十八号
同　二十六年十一月三十　日同　第二百七十七号
同　二十六年十二月　六　日同　第二百九十九号
同　二十六年十二月二十一日同　第三百十四号
同　二十六年十二月二十二日同　第三百十七号
同　二十七年　四月二十八日同　第　百　十六号
同　二十七年　六月　十　日同　第百七十四号
昭和二十七年　六月二十一日法律第　二百　七号
同　二十七年　七月二十一日同　第二百四十二号
同　二十七年　七月　三十　日同　第二百四十六号
同　二十七年　七月三十一日同　第二百五十二号
同　二十七年　七月三十一日同　第二百七十　号
同　二十七年　七月三十一日同　第二百七十二号
同　二十七年十二月二十五日同　第三百二十三号
同　二十八年　八月　一　日同　第百四十七号
同　二十八年　八月十四日同　第　二百　六号
同　二十八年十二月十二日同　第二百八十四号
同　二十九年　三月二十四日同　第　十　一号
同　三十年十二月十九日同　第百八十八号
同　三十一年　三月十七日同　第　十　二号
同　三十一年　三月十七日同　第二百十四号
同　三十一年　四月二十六日同　第　八十三号
同　三十一年　五月二十一日同　第　百　八号
同　三十一年　六月　四　日同　第百二十六号
昭和三十一年　六月十一日法律第　百　四十号
同　三十一年　六月二十六日同　第百六十一号
同　三十二年　五月二十七日同　第百二十八号
同　三十二年　六月　一　日同　第百五十三号
同　三十二年　六月　一　日同　第百五十四号
同　三十二年　六月　一　日同　第百五十八号
同　三十三年　四月二十五日同　第　八十六号
同　三十四年　二月二十　日同　第　四　号
同　三十四年　四月十三日同　第百十八号
同　三十五年　六月　九　日同　第　九十二号
同　三十五年　六月二十三日同　第　九十九号
同　三十五年十二月二十二日同　第百四十九号
同　三十六年十一月　一　日同　第百七十五号
同　三十六年十一月　九　日同　第百九十八号
同　三十六年十一月十六日同　第二百二十七号

特別職の職員の給与に関する法律をここに公布する。

特別職の職員の給与に関する法律

（目的及び適用範囲）

第一条　この法律は、左に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務による災害補償について定めることを目的とする。

特別職の職員の給与に関する法律

一　内閣総理大臣
二　国務大臣
三　会計検査院長及びその他の検査官
三の二　人事院総裁及びその他の人事官
四　内閣官房長官
四の二　総理府総務長官
四の三　法制局長官
五　内閣官房副長官
五の二　総理府総務副長官
六　政務次官
七　削除
八　削除
九　国家公安委員会委員
十　公正取引委員会の委員長及び委員
十一　土地調整委員会の委員長及び委員
十一の二　首都圏整備委員会の常勤の委員
十二　文化財保護委員会委員長
十二の二　社会保険審査会の委員長及び委員

十二の三　労働保険審査会委員
十三　地方財政審議会の会長及び委員
十三の二　原子力委員会の常勤の委員
十三の三　公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員
十三の四　科学技術会議の常勤の議員
十四　運輸審議会委員
十五　宮内庁長官、侍従長、東宮大夫及び式部官長
十六　特命全権大使（以下「大使」という。）及び特命全権公使（以下「公使」という。）
十七　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第三項第八号に掲げる秘書官及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）に定める裁判官の秘書官（以下「秘書官」という。）
十七の二　憲法調査会の委員及び専門委員
十八　日本学術会議会員
十八の二　首都圏整備委員会の非常勤の委員
十九　中央選挙管理会の委員
十九の二　原子力委員会の非常勤の委員
十九の三　公共企業体等労働委員会の非常勤の公益を代表する委員
十九の三の二　中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員
十九の四　科学技術会議の非常勤の議員

十九の五　臨時行政調査会の委員
二十　公安審査委員会の委員長及び委員
二十一　中央更生保護審査会委員
二十二　旧軍港市国有財産処理審議会委員
二十三　日本ユネスコ国内委員会の会長、副会長及び委員
二十四　文化財保護委員会委員
二十五　漁港審議会委員
二十六　商品取引所審議会の会長及び委員
二十六ノ二　鉄道建設審議会委員
（――の部分は「二十六の二」となるはずの誤り）
二十七　電波監理審議会委員
二十八　削除
二十九　国家公務員法第二条第三項第十号に掲げる宮内庁の職員のうち第十五号に掲げる者以外の者
三十　国会職員
三十一　国会議員の秘書
三十二　失業対策事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて国が雇用した職員及び公共事業のため失業者として国が雇用した職員で技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者

（内閣総理大臣等の給与）

第二条　前条第一号から第十七号までに掲げる特別職の職員（以下「内閣総理大臣等」という。）の受ける給与は、別に法律で定めるものの外、俸給及び期末手当（秘書官にあっては、俸給、通勤手当、期末手当及び勤勉手当）とする。

第三条　内閣総理大臣等の俸給月額は、内閣総理大臣等のうち大使、公使及び秘書官以外の者については別表第一に、大使及び公使については別表第二に、秘書官については別表第三による。

2　大使の俸給月額は、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、十八万五千円とすることができる。

3　前二項の規定により大使及び公使の受ける俸給月額は、外務大臣が大蔵大臣と協議して定める。

4　別表第三により秘書官の受ける俸給月額の号俸は、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官、人事院総裁又は会計検査院長（以下「各省各庁の長」という。）が大蔵大臣と協議して定める。

第四条　第一条第九号から第十四号までに掲げる特別職の職員のうち、他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、当該職務、事業又は業務から生ずる所得が主たる所得となる者には、第二条に規定する給与は、支給しない。

2　前項の規定に該当する者には、第九条の規定の例により、手当を支給する。この場合において、同条中「四千九百円」とあるのは、「六千円」と読み替えるものとする。

第五条　新たに内閣総理大臣等になった者には、その日から俸給を支給する。

即日内閣総理大臣等になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

第六条　内閣総理大臣等が退職、罷免又は死亡に因り内閣総理大臣等でなくなったときは、その日まで俸給を支給する。

第七条　前二条の規定により俸給を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

第七条の二　内閣総理大臣等の期末手当の額は、俸給月額に一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第七条の三　秘書官の通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。

第七条の四　秘書官の勤勉手当の額は、俸給月額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第八条　内閣総理大臣等の給与の支給期日は、一般職の職員の例による。

（憲法調査会の委員及び専門委員の給与）

第九条　第一条第十七号の二から第二十八号までに掲げる特別職の職員（以下「憲法調査会の委員及び専門委員等」という。）は、勤務一日につき四千九百円をこえない範囲内において、各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める額の手当を受ける。

（侍従次長等の給与）

第十条　第一条第二十九号に掲げる特別職の職員の受ける給与の種類、額、支給条件及び支給方法は、大蔵大臣の定めるところにより、一般職の職員の例による。

（国会職員の給与）

第十一条　第一条第三十号に掲げる特別職の職員の受ける給与の種類、額、支給条件及び支給方法は、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）及び同法の規定に基く国会職員の給与等に関する規程の定めるところによる。

584503

（国会議員の秘書の給与）

第十二条　第一条第三十一号に掲げる特別職の職員の受ける給与の額、支給条件及び支給方法は、国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十八号）及び同法第六条の規定に基く国会議員の秘書の給料等支給規程の定めるところによる。

（失業対策事業労務者等の給与）

第十三条　第一条第三十二号に掲げる特別職の職員は、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める額の賃金を受ける。但し、政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律（昭和二十五年法律第百九十号）の規定によりなおその効力を有する旧政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十一号）第十一条の規定の適用を妨げない。

（調整措置）

第十四条　国会議員、内閣総理大臣等及び一般職の常勤を要する職員が左の各号の一に該当するときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき第二条、第四条第二項又は第九条の給与は、支給しない。

一　内閣総理大臣等の職を兼ねるとき。

二　憲法調査会の委員及び専門委員等の職を兼ねるとき。

2　前項の規定にかかわらず、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与の額が国会議員、内閣総理大臣等又は一般職の常勤を要する職員として受ける給与の額をこえるときは、その差額を、その兼ねる特別職の職員として所属する機関から支給する。

（災害補償）

特別職の職員の給与に関する法律

第十五条　特別職の職員（第一条第三十号及び第三十一号に掲げる特別職の職員を除く。以下この条において同じ。）の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた特別職の職員に対する福祉施設については、一般職の職員の例による。

附　則　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の日以後において新たに国家公務員法第二条の特別職とされた職の職員の受ける給与については、その後における最近の機会においてこの法律が改正されるまでの間、政令で定める。

3　左に掲げる法令は、廃止する。

特別職の職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第二百六十八号）

特別職の職員の俸給等に関する政令（昭和二十四年政令第十三号）

附　則　（昭和二十四年十二月二十四日法律第二百八十一号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二十五年三月二十九日法律第三十一号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二十五年五月二日法律第百三十三号）　抄

1　この法律は、電波法施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和二十五年六月一日）

附　則　（昭和二十五年五月三十日法律第二百十号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）　抄

（施行期日）

第百十三条　この法律施行の期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

（昭和二十五年政令第二百七十六号で昭和二十五年八月二十九日から施行）

附　則　（昭和二十五年六月二十八日法律第二百十九号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、委員会の設置は、これに要する経費の支出が予算上可能となったときにこれを行う。

附　則　（昭和二十五年六月二十八日法律第二百二十号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二十五年十一月二十四日政令第三百四十三号）　抄

（施行の期日）

1　この政令は、昭和二十五年十二月十五日から施行する。

附　則　（昭和二十五年十二月二十日法律第二百九十二号）　抄

1　この法律は、鉱業法の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和二十六年一月三十一日）

附　則　（昭和二十五年十二月二十七日法律第二百九十八号）

1　この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2　左に掲げる政令は、廃止する。

特別職の職員の給与に関する法律

皇太后宮大夫等の給与に関する政令（昭和二十五年政令第百九十号）
漁港審議会委員並びに商品取引所審議会の会長及び委員の給与に関する政令（昭和二十五年政令第三百五号）
（――の部分は「政令第百九十九号」となるはずの誤り）

附　則（昭和二十六年十一月三十日法律第二百七十七号）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

2　秘書官が昭和二十六年十月一日以後この法律施行の際までの期間内の日において受けていた俸給月額の号俸は、改正前の特別職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた改正前の法の別表に定める俸給月額の号俸に対応する改正後の特別職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）別表第三に定める俸給月額の号俸とする。

3　前項に規定する期間内において改正前の法第三条第二項の規定に基き協議して定められた秘書官が受ける俸給月額の号俸は、改正後の法第三条第三項の規定に基き協議して定められたものとみなす。

4　この法律施行前に改正前の法の規定に基き職員に支給された附則第二項に規定する期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附　則（昭和二十六年十二月六日法律第二百九十九号）　抄

1　この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

附　則（昭和二十六年十二月二十一日法律第三百十四号）

1　この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　この法律による改正規定により支給する国会職員の給与の総額は、予算の範囲をこえないものとする。

附　則（昭和二十六年十二月二十二日法律第三百十七号）　抄

1　この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

附　則（昭和二十七年四月二十八日法律第百十六号）　抄

1　この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

（日本国との平和条約の最初の効力発生の日は、昭和二十七年四月二十八日）

附　則（昭和二十七年六月十日法律第百七十四号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行し、第六条の規定及び第七条（公共事業費に係る改正の部分に限る。）の規定は、昭和二十七年四月一日から、これらの規定以外の本則の規定並びに附則第三項及び第三項の規定は、条約の効力発生の日から適用する。

附　則（昭和二十七年六月二十一日法律第二百七号）　抄

（施行期日）

1　この法律施行の期日は、公布の日から三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

（昭和二十七年政令第二百八十三号で昭和二十七年八月一日から施行）

附　則（昭和二十七年七月二十一日法律第二百四十二号）　抄

1　この法律は、破壊活動防止法の施行の日から施行する。

（破壊活動防止法の施行の日は、昭和二十七年七月二十一日）

附　則（昭和二十七年七月三十日法律第二百四十六号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行し、第一条中国会職員法第二十六条の改正規定は、昭和二十七年一月一日から適用す

る。

附　則（昭和二十七年七月三十一日法律第二百五十二号）　抄

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附　則（昭和二十七年七月三十一日法律第二百七十号）

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、第七条による特別職の職員の給与に関する法律の改正規定中改正後の同法第一条第二十三号に係る部分は、ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）の施行の日から施行する。

附　則（昭和二十七年七月三十一日法律第二百七十二号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附　則（昭和二十七年十二月二十五日法律第三百二十三号）

1　この法律は、公布の日から施行し、第九条及び別表の改正規定並びに附則第二項から附則第四項までの規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。

2　大使、公使及び秘書官が昭和二十七年十一月一日以後この法律施行の際までの期間内の日において受けていた俸給月額の号俸は、改正前の特別職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた改正前の法の別表第二及び別表第三に定める俸給月額の号俸に対応する改正後の特別職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）別表第二及び別表第三に定める俸給月額の号俸とする。

3　前項に規定する期間内において改正前の法の規定に基いてなされた特別職の職員の給与に関する決定は、改正後の法の相当規定に基いてなされたものとみなす。

4　この法律施行前に改正前の法の規定に基き特別職の職員に支給された昭和二十七年十一月一日以後同年十二月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附　則（昭和二十八年八月一日法律第百四十七号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和二十八年八月十四日法律第二百六号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附　則（昭和二十八年十二月十二日法律第二百八十四号）

1　この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、第七条の三の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2　特別職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する職員（東宮大夫及び式部官長並びに秘書官を除く。）の昭和二十九年一月一日における俸給月額及び勤務地手当の月額の合計額が、その前日における俸給月額及び勤務地手当の月額の合計額に満たない場合においては、その差額を手当としてその者に支給する。

3　昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律（昭和二十八年法律第八十九号）本則第二項の規定は、法の規定に基いて期末手当の支給を受ける職員には適用しない。

附　則（昭和二十九年三月二十四日法律第十一号）

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附　則（昭和三十年十二月十九日法律第百八十八号）　抄

1　この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

附　則（昭和三十一年三月十七日法律第十二号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三十一年四月二十六日法律第八十三号）　抄

（施行期日）

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で政令で定める。

（昭和三十一年政令第百六十号で昭和三十一年六月九日から施行）

附　則（昭和三十一年五月二十一日法律第百八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和三十一年政令第二百五十一号で昭和三十一年八月一日から施行）

附　則（昭和三十一年六月四日法律第百二十六号）　抄

（施行期日）

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で政令で定める。

（昭和三十一年政令第二百四十七号で昭和三十一年八月一日から施行）

附　則（昭和三十一年六月十一日法律第百四十号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三十一年六月二十七日法律第百六十一号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三十二年五月二十七日法律第百二十八号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行し、第一条及び第二条の規定は、昭和三十二年四月一日から適用する。

附　則（昭和三十二年六月一日法律第百五十三号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。ただし、別表第二の改正規定は、同年六月一日から施行する。

2　内閣総理大臣等（特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第八十六号）による改正後の特別職の職員の給与に関する法律第四条の規定の適用を受ける者を除く。以下次項及び第六項において同じ。）には、当分の間、暫定手当を支給する。

3　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の暫定手当の月額は、その俸給月額に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十二条に規定する支給地域の区分に応じ、その支給割合を乗じて得た額の範囲内で、政令で定める額とする。

4　恩給若しくは退職手当又は国家公務員共済組合に関する法令の規定の適用については、前項の規定による暫定手当の月額のうち政令で定める額は、俸給とみなす。

5　秘書官の暫定手当の月額は、一般職の職員の例に準じて大蔵大臣が定める額とする。

6　この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行前に改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基いてすでに内閣総理大臣等に支払われた昭和三十二年四月一日から同年五月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の特

別職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定による給与の内払とみなす。

7　内閣総理大臣等に暫定手当が支給される間、改正後の法第二条中「及び期末手当」と、「俸給、」とあるのは「俸給、暫定手当、」と、改正後の法第五条から第七条まで中「俸給」とあるのは「俸給及び暫定手当」と、改正後の法第七条の二及び第七条の三中「俸給月額」とあるのは「俸給及び暫定手当の月額の合計額」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

附　則（昭和三十二年六月一日法律第百五十四号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、附則第四十項及び附則第四十一項の規定を除くほか、昭和三十二年四月一日から適用する。

附　則（昭和三十二年六月一日法律第百五十八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附　則（昭和三十三年四月二十五日法律第八十六号）

1　この法律は、公布の日から施行し、特別職の職員の給与に関する法律第四条、第九条及び第十四条第一項の改正規定、自治庁設置法第十六条の次に一条を加える改正規定並びに附則第二文化財保護法第十三条の次に一条を加える改正規定、自治庁設置法第十六条の次に一条を加える改正規定並びに附則第二項の規定を除くほか、昭和三十三年四月一日から適用する。ただし、特別職の職員の給与に関する法律第一条及び同法別表第一の改正規定中科学技術会議の常勤の議員及び非常勤の議員に係る部分は、科学技術会議設置法（昭和三十四年法律第四号）の施行の日から、同表の改正規定中内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房長官及び総理府総務長官に係る部分は、

別に法律で定める日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に係る部分を除く。以下本項において同じ。）の施行の日の前日において改正前の特別職の職員の給与に関する法律第一条第九号から第十四号までに掲げる職員である者には、その者がこの法律の施行の日以後改正後の特別職の職員の給与に関する法律第四条の規定に該当することとなった場合においても、その者のこの法律の施行の日の前日を含む任期が終了するまでの間は、同条の規定を適用せず、同法第二条に規定する給与を支給するものとする。

3　この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行前に改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基いてすでに特別職の職員（内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房長官及び総理府総務長官を除く。）に支払われた昭和三十三年四月一日から同年同月三十日までの期間に係る給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

附　則（昭和三十四年二月二十日法律第四号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三十四年四月十三日法律第百十八号）

この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。ただし、第一条中特別職の職員の給与に関する法律第一条第二十九号の改正規定は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

附　則（昭和三十五年六月九日法律第九十二号）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

2　この法律の施行前に改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいてすでに秘書官に支払われた昭和三十五

年四月一日からこの法律の施行の日の属する月の末日までの期間に係る給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

附　則（昭和三十五年六月二十三日法律第九十九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三十五年十二月二十二日法律第百四十九号）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

2　改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十五年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

附　則（昭和三十六年十一月一日法律第百七十五号）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

2　改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十六年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

附　則（昭和三十六年十一月九日法律第百九十八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

5　この法律は、昭和三十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

附　則（昭和三十六年十一月十六日法律第二百二十七号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

別表第一

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	二五五、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	一八五、〇〇〇円
検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣官房長官 総理府総務長官 法制局長官 宮内庁長官	一五五、〇〇〇円
政務次官 内閣官房副長官 総理府総務副長官 国家公安委員会委員 公正取引委員会委員長 土地調整委員会委員長	一三五、〇〇〇円
文化財保護委員会委員長 地方財政審議会会長 侍従長	一〇〇、〇〇〇円
式部官長	九五、〇〇〇円
公正取引委員会委員 土地調整委員会委員 首都圏整備委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 運輸審議会委員 東宮大夫	九〇、〇〇〇円

別表第二

官職名	俸給月額
大使	五号俸　一五五、〇〇〇円
	四号俸　一三五、〇〇〇円
	三号俸　一一四、〇〇〇円
	二号俸　一〇四、〇〇〇円
	一号俸　九四、〇〇〇円
公使	四号俸　一三五、〇〇〇円
	三号俸　一一四、〇〇〇円
	二号俸　一〇四、〇〇〇円
	一号俸　九四、〇〇〇円

別表第三

官職名	俸給月額
秘書官	八号俸　七一、九〇〇円
	七号俸　六四、九〇〇円
	六号俸　五七、九〇〇円
	五号俸　五一、九〇〇円
	四号俸　四五、五〇〇円
	三号俸　三九、一〇〇円
	二号俸　三二、七〇〇円
	一号俸　二八、二〇〇円

国会職員の給与等に関する規程

改正　昭和二十三年　七月　一日（官報　昭和二十三年　七月　三十日）
同　二十三年　八月　十七日（官報　同　二十三年　九月　二日）
同　二十七年　七月　三十日（官報　同　二十七年　八月　一日）
同　二十七年十二月二十五日（官報　同　二十七年十二月二十九日）
同　二十八年　三月二十三日（官報　同　二十八年　三月二十六日）
同　二十八年　八月　七日（官報　同　二十八年　八月　十二日）
同　二十八年十二月　八日（官報　同　二十八年十二月　十二日）
同　三十二年　六月　一日（官報　同　三十二年　六月　六日）
同　三十三年　四月二十五日（官報　同　三十三年　四月　三十日）
同　三十四年　四月　十三日（官報　同　三十四年　四月二十日）
同　三十五年　六月　九日（官報　同　三十五年　六月　十一日）
同　三十五年十二月二十二日（官報　同　三十五年十二月二十四日）
同　三十六年十一月　一日（官報　同　三十六年十一月　六日）

（昭和二十二年十月十六日両院議長協議決定　官報　昭和二十二年十月二十九日）

国会職員給与規程は、十月十六日両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮り、両議院の議長において次の通り決定した。

第一条　国会職員の給料は、左に掲げる給料表による。

一　特別給料表（別表第一）

国会職員の給与等に関する規程

二　行政職給料表(別表第二)
　イ　行政職給料表(一)
　ロ　行政職給料表(二)
三　速記職給料表(別表第三)
四　議院警察職給料表(別表第四)

前項の給料表は、第十五条に規定する国会職員及び未帰還職員以外のすべての国会職員に適用するものとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

国会職員(特別給料表の適用を受ける者を除く。以下本条において同じ。)の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基きこれを第一項第二号から第四号までの給料表(以下単に「給料表」という。)に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、両議院の議長が協議してこれを定める。

行政職給料表(一)の一等級の職及びその職を占める国会職員の給料月額は、第五項から第十一項までの規定にかかわらず、両議院の議長が協議して定める。この場合において、国会職員がその属する職務の等級の最高の号給を受けるに至った時から長期間を経過したときは、その最高の号給をこえる給料月額を定めることができる。

国会職員の職務の等級は、両議院の議長が協議して定める初任給の基準に従い決定する。

新たに給料表の適用を受ける国会職員となつた者の号給は、両議院の議長が協議して定める基準に従い決定する。

る。

国会職員が一の職務の等級から他の職務の等級に移った場合又は一の職から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、両議院の議長が協議して定めるところにより決定する。

前二項の規定により号給を決定する場合において、他の国会職員との権衡上必要と認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、その者の属する職務の等級における最高の号給をこえて給料月額を決定することができる。

国会職員が現に受けている号給を受けるに至った時から、十二月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号給上位の号給に昇給させることができる。但し、第六項又は第七項の規定により号給が決定された場合において、他の国会職員との権衡上必要と認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、十二月の期間を短縮することができる。

国会職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号給より二号給以上上位の号給まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行うことができる。

国会職員の給料月額がその属する職務の等級における給料の幅の最高額である場合又は最高額をこえている場合には、その者が同一の職務の等級にある間は、昇給しない。但し、それらの給料月額を受けている国会職員で、その給料月額を受けるに至った時から二十四月(その給料月額が職務の等級における給料の幅の最高額である場合にあっては、十八月)を下らない期間を良好な成績で勤務したもの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その国会職員の属する職務の等級における給料の幅の最高額をこえて、両議院の議長が協議して定めるところにより、昇給させることができる。

第二条　給料は毎月上旬に、これを支給する。但し、繰り下げてこれを支給することができる。

第三条　給料は新任、増給及び減給の場合は、総てその発令の当日からこれを計算する。

休職を命ぜられて給料の一部を受ける場合は、減給とみなし前項の規定を適用する。

第四条　退職及び死亡のときは、当月分の、給料その他の給与の全額を支給する。

第五条　国会職員がその執務しないことにつき特に承認のあった場合を除く外、病気のために九十日以上引続き執務しない

者及び私事の故障その他の事由により三十日以上引続き執務しない者については、給料の半額を減ずる。

第六条 国会職員には、給料の外左に掲げる給与を支給する。

一 扶養手当
二 給料の特別調整額
三 初任給調整手当
四 超過勤務手当
五 休日給
六 夜勤手当
七 期末手当
八 勤勉手当
九 国会特別手当
十 特殊勤務手当
十一 衛視特別手当
十二 衛視宿料
十三 通勤手当

第六条の二 管理又は監督の地位にある国会職員のうち両議院の議長が協議して指定する職にある者には、その特殊性に基き、毎月給料の特別調整額を支給する。

前項の規定により指定された職にある者に支給する給料の特別調整額は、両議院の議長が協議してこれを定める。

給料の特別調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。但し、給料が第三条の規定により算出されている場合には、給料の特別調整額は日割計算によるものとし、月の半ばで第一項の規定により指定された職でなくなった者に対しては、その月分の給料の特別調整額の全額を支給する。

第六条の三 国会職員が、月の一日から末日までの期間の全日数にわたって左の各号の一に該当する場合は、給料の特別調整額は支給することができない。

一 外国に出張中の場合
二 勤務しなかった場合但し、公務上負傷し、又は公務上疾病にかかり、勤務しなかった場合及びこれがため休職を命ぜられた場合を除く。

第六条の四 次の各号に掲げる職に新たに採用された国会職員には、当該各号に掲げる額をこえない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から三年以内、第二号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から二年以内の期間、採用の日から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で両議院の議長が協議して定めるもの　月額二千五百円
二 前号の職以外の職で専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので両院の議長が協議して定めるもの　月額千円

前項の職に在職する国会職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される国会職員との権衡上必要があると認められる国会職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

前二項の規定により初任給調整手当を支給される国会職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給

調整手当の支給に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第七条　扶養手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び通勤手当は、政府職員の例により、これを支給する。

宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた国会職員には、その勤務一回につき、衆議院の事務局及び法制局並びに裁判官訴追委員会事務局の職員については衆議院議長、参議院の事務局及び法制局並びに裁判官弾劾裁判所事務局の職員については参議院議長、国立国会図書館の職員については国立国会図書館の館長の定める額を宿日直手当として支給することができる。

各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務を掌る参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長には、扶養手当、給料の特別調整額、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を、各議院事務局の事務総長及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長には、通勤手当を、第六条の二第一項の規定により指定された職にある者には超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給しない。

第七条の二　勤勉手当は、六月十五日及び十二月十五日（これらの日が日曜日に当るときは、それぞれの前日。）に、それぞれその日に在職する国会職員に対し、左の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給する。

一　六月十五日　同日以前六月以内の期間

二　十二月十五日　同日以前十二月以内の期間

勤勉手当の額は、各本属長が定めるところによる。この場合において、各本属長が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の国会職員がそれぞれその支給日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額に、左の各号に掲げる支給日の区分に応ずる割合を乗じて得た額の総額をこえてはならない。

一　六月十五日　百分の二十五

二　十二月十五日　百分の五十

各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長及び国立国会図書館の館長には、第一項の勤勉手当を支給しない。

第八条　国会開会中において勤労の強度が著しい事務に従事した国会職員には、予算の範囲内で、国会特別手当を支給することができる。

第九条　国会職員が、通常にない特殊の勤務に従事し、その勤務に対する報酬について特別の考慮を必要とする場合において、それを給料に組入れることが不可能か又は著しく困難な事情があるときは、その特殊性に応じ、特殊勤務手当を支給することができる。

第十条　衛視特別手当は、特別の技能を有する衛視長、衛視副長及び衛視に、これを支給する。

第十一条　衛視宿料は、職務上の必要により、衛視長、衛視副長及び衛視にこれを支給する。

第十二条　特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額並びに衛視特別手当及び衛視宿料の額は、議長が議院運営委員会に諮り、これを定める。

第十三条　国会職員には、国会開会中における国会事務の状況に従い、賄雑費を支給することができる。

賄雑費の額は、議長が議院運営委員会に諮り、これを定める。

第十四条　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十三条第一項第一号、第三号又は第五号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた国会職員に対しては、その休職期間中、給料及び扶養手当のそれぞれ百分の八十以内を支給し、同条同項第二号又は第四号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた国会職員に対しては、政府職員の例により、給与の全部又は一部を支給することができる。

第十五条　非常勤の国会職員については、勤務一日につき四千九百円をこえない範囲内において、本属長が手当を支給することができる。但し、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

前項の職員に対しては、同項の手当を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

第一項の国会職員のうち、勤務形態が常勤を要する国会職員に準ずるものの給与については、前二項の規定にかかわらず、両議院の議長が協議して定めるところによる。

第十六条　国会職員が公務のため国会議員と同行して本邦内を旅行する場合の旅費額については、国会職員の受ける旅費額と同額まで増額することができる。

第十七条　国会職員の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた国会職員に対する福祉施設については、政府職員の例による。

第十八条　国会職員が在職中死亡したときは、在職最終給料の一年分に相当する金額を弔慰金としてその遺族に支給する。但し、臨時勤務又は非常勤のものについては、この金額の範囲内で支給することができる。

前項の遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹とする。

第十九条　国会閉会中、政府職員の給与に関する法令が改正されたため必要があるときは、両議院の議長は、協議の上この規程を改正することができる。

第二十条　この規程に定めるものの外給与等に関し必要な事項は、両議院の議長が協議してこれを定める。

附　則

この規程は、昭和二十二年法律第八十五号施行の日から、これを適用する。

（施行の日＝昭和二十二年五月三日）

附　則　（昭和二十三年八月十七日）

1　この規程は、昭和二十三年一月一日から、これを適用する。但し、別表による給料の支給については、同年六月一日から、これを適用する。

2　昭和二十三年一月一日より同年五月三十一日までの給料の支給については、左に掲げる額による。

級別給料額表（省略）

3　前項の級別の基準となるべき職務の区分は、第一条第二項の規定により定められた区分に従う。

4　昭和二十三年一月一日以後において、既に支給を受けた給料、暫定加給、暫定加給臨時増給、臨時手当、臨時家族手当、臨時勤務地手当及び速記者特別手当は、この規程による給与の内払とみなす。

5　昭和二十三年五月三十一日以前に支給されていた手当を給料に組入れた場合においてその給料を受ける者に対しては、先の手当に相当するものとして、これに特殊勤務手当を支給することができない。速記者特別手当は、これを給料に組入れる。

6　第七条及び第十六条の改正規定中「常任委員会専門員」及び「調査主事補」とあるのは、国会法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第八十七号）施行の日までは、「常任委員会専門調査員」及び「書記補」と読み替えるものとする。

7　左に掲げる規程は、これを廃止する。

国会職員に対する臨時手当の支給に関する規程（昭和二十二年十一月二十五日）

国会職員に対する一時手当の支給に関する規程（昭和二十二年十二月九日）

国会職員に対する一時手当の支給に関する規程（昭和二十二年十二月二十日）

国会職員に対する一時手当の支給に関する規程（昭和二十三年二月二十五日）

附　則（昭和二十七年七月三十日）

1　この規程は、国会職員法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百四十六号）施行の日から施行する。但し、第七条第二項の改正規定中及び改正別表中各議院事務局の常任委員会専門員（以下「常任委員会専門員」という。）に関する部分並びに附則第二項の規定については昭和二十七年八月一日から施行し、改正後の第三条、第十二条及び第十四条の規定並びに第七条第一項の改正規定中休日給及び夜勤手当に関する部分については昭和二十七年一月一日から適用する。

2　改正別表中常任委員会専門員に関する部分施行の際現に従前の規程により十五級三号の給料を受けている常任委員会専門員に対しては、別表中常任委員会専門員について給料月額が改正されるまでの間、給料月額五一、三〇〇円を支給する。

3　国会職員の新給与に関する苦情処理規程（昭和二十三年八月十七日両院議長決定）及び国会職員旅費規程（昭和二十二年十二月九日両院議長決定）は、廃止する。

附　則（昭和二十七年十二月二十五日）

1　この規程は、昭和二十七年十二月二十五日から施行し、第十五条及び改正別表中各議院事務局の常任委員会専門員に関する部分を除く別表の改正規定並びに附則第二項から第七項までの規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。

2　改正別表中(一)の適用を受ける国会職員の昭和二十七年十一月一日（以下「切替日」という。）における職務の級は、改正前の国会職員の給与等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の適用により切替日においてその者が属していた職務の級とし、その者の切替日における号給は、改正前の規程の適用により切替日においてその者が受けていた給料月額に対応するこの規程の附則別表に掲げる新給料月額が、その者の属する職務の級における給料の幅の中にない場合には、その額をもってその国会職員の給料月額とする。

3　改正別表中(一)の適用を受ける国会職員の昭和二十七年十一月二日以後この規程施行の際までの期間内の日における職務の級は、改正前の規程の適用により当該期間内の日においてその者が属していた職務の級とし、その者の当該期間内の日における号給は、改正前の規程の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた給料月額に対応するこの規程の附則別表に掲げる新給料月額に対応する改正別表中(一)に定める号給とする。

4　前二項の規定により求められた国会職員の新給料月額が、その者の属する職務の級における給料の幅の中にない場合においては、その額をもってその国会職員の給料月額とする。

5　各議院事務局の常任委員会専門員の昭和二十七年十一月一日以後この規程施行の際までの期間内における給料月額は、改正前の規程の適用により当該期間内において給料月額三九、〇〇〇円を受けていた者については五三、〇〇〇円とし、給料月額四七、〇〇〇円又は五一、三〇〇円を受けていた者については六四、〇〇〇円とする。

6　切替日以後この規程施行の際までの期間内において改正前の規程の規定に基いてされた国会職員の給料に関する決定は、改正後の国会職員の給与等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の相当規定に基いてされたものとみなす。

7　この規程施行前改正前の規程の規定に基いてすでに国会職員に支払われた切替日以後昭和二十七年十二月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

8　昭和二十七年における改正後の規程第七条の二の規定の適用については、同条中「十二月十五日（この日が日曜日に当るときは、その前日）」又は「その支給日」とあるのは「国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（昭和二十七年十二月二十五日）施行の日」と、「その日に支給する。」とあるのは「その日から五日以内に支給する。」と読み替えるものとする。

附則別表

給料の新旧対照表

号給	改正前の規程の適用により切替日以後この規程施行の際までの期間内の日において受けていた給料月額	新給料月額	号給	改正前の規程の適用により切替日以後この規程施行の際までの期間内の日において受けていた給料月額	新給料月額
	円	円		円	円
一	三、六〇〇	四、四〇〇	一〇	六、一〇〇	七、一五〇
二	三、七〇〇	四、五〇〇	一一	六、三〇〇	七、四〇〇
三	三、八〇〇	四、六〇〇	一二	六、五〇〇	七、六五〇
四	三、九〇〇	四、七〇〇	一三	六、七〇〇	七、九〇〇
五	四、〇〇〇	四、八〇〇	一四	六、九〇〇	八、一五〇
六	四、一〇〇	四、九〇〇	一五	七、一〇〇	八、四〇〇
七	四、二〇〇	五、〇〇〇	一六	七、三〇〇	八、六五〇
八	四、三〇〇	五、一〇〇	一七	七、五五〇	八、九五〇
九	四、四〇〇	五、二〇〇	一八	七、八〇五〇	九、二五〇
一〇	四、五〇〇	五、三〇〇	一九	八、〇五〇	九、五五〇
一一	四、六〇〇	五、四〇〇	二〇	八、三〇〇	九、八五〇
一二	四、七五〇	五、五五〇	二一	八、六〇〇	一〇、二五〇
一三	四、九〇〇	五、七〇〇	二二	八、九〇〇	一〇、六五〇
一四	五、〇五〇	五、八五〇	二三	九、二五〇	一一、一〇〇
一五	五、二〇〇	六、〇〇〇	二四	九、六〇〇	一一、五五〇
一六	五、三五〇	六、一〇〇	二五	九、九五〇	一二、〇〇〇
一七	五、五〇〇	六、四〇〇	二六	一〇、三〇〇	一二、四五〇
一八	五、七〇〇	六、六五〇	二七	一〇、六五〇	一二、九〇〇
一九	五、九〇〇	六、九〇〇	二八	一一、〇〇〇	一三、四〇〇

二九	一一、四〇〇	一四、〇〇〇	三九	一一、四〇〇	一四、〇〇〇
三〇	一一、八〇〇	一四、六〇〇	四〇	一一、八〇〇	一四、六〇〇
三一	一二、二〇〇	一五、二〇〇	四一	一二、二〇〇	一五、二〇〇
三二	一二、六〇〇	一五、八〇〇	四二	一二、六〇〇	一五、八〇〇
三三	一三、〇〇〇	一六、四〇〇	四三	一三、〇〇〇	一六、四〇〇
三四	一三、五〇〇	一七、一〇〇	四四	一三、五〇〇	一七、一〇〇
三五	一四、〇〇〇	一七、八〇〇	四五	一四、〇〇〇	一七、八〇〇
三六	一四、五〇〇	一八、五〇〇	四六	一四、五〇〇	一八、五〇〇
三七	一五、〇〇〇	一九、二〇〇	四七	一五、〇〇〇	一九、二〇〇
三八	一五、五〇〇	一九、九〇〇	四八	一五、五〇〇	一九、九〇〇
三九	一六、〇〇〇	二〇、八〇〇	四九	一六、〇〇〇	二〇、八〇〇
四〇	一六、六〇〇	二一、六〇〇	五〇	一六、六〇〇	二一、六〇〇
四一	一七、二〇〇	二二、四〇〇	五一	一七、二〇〇	二二、四〇〇
四二	一七、八〇〇	二三、三〇〇	五二	一七、八〇〇	二三、三〇〇
四三	一八、四〇〇	二四、二〇〇	五三	一八、四〇〇	二四、二〇〇
四四	一九、〇〇〇	二五、一〇〇	五四	一九、〇〇〇	二五、一〇〇
四五	一九、六〇〇	二六、二〇〇	五五	一九、六〇〇	二六、二〇〇
四六	二〇、四〇〇	二七、三〇〇	五六	二〇、四〇〇	二七、三〇〇
四七	二一、二〇〇	二八、四〇〇	五七	二一、二〇〇	二八、四〇〇
四八	二一、八〇〇	二九、五〇〇	五八	二一、八〇〇	二九、五〇〇
四九	二二、四〇〇	三〇、六〇〇	五九	二二、四〇〇	三一、九〇〇
五〇	二三、〇〇〇	三一、九〇〇	六〇	二三、〇〇〇	三二、八〇〇
五一	二三、六〇〇	三二、八〇〇	六一	二三、六〇〇	三三、七〇〇
五二	二四、二〇〇	三三、七〇〇	六二	二四、二〇〇	三四、六〇〇
五三	二四、八〇〇	三四、六〇〇	六三	二四、八〇〇	三五、五〇〇
五四	二五、四〇〇	三五、五〇〇	六四	二五、四〇〇	三六、四〇〇
五五	二六、〇〇〇	三六、四〇〇	六五	二六、〇〇〇	三七、三〇〇
五六	二六、六〇〇	三七、三〇〇	六六	二六、六〇〇	三八、二〇〇
五七	二七、二〇〇	三八、二〇〇	六七	二七、二〇〇	三九、一〇〇
五八	二七、八〇〇	三九、一〇〇	六八	二七、八〇〇	四〇、〇〇〇
五九	二八、四〇〇	四〇、〇〇〇	六九	二八、四〇〇	四〇、九〇〇
六〇	二九、〇〇〇	四〇、九〇〇	七〇	二九、〇〇〇	四一、八〇〇
六一	二九、六〇〇	四一、八〇〇	七一	二九、六〇〇	四二、七〇〇
六二	三〇、二〇〇	四二、七〇〇	七二	三〇、二〇〇	四三、六〇〇
六三	三〇、八〇〇	四三、六〇〇	七三	三〇、八〇〇	四四、五〇〇
六四	三一、四〇〇	四四、五〇〇	七四	三一、四〇〇	四五、四〇〇
六五	三二、〇〇〇	四五、四〇〇	七五	三二、〇〇〇	四六、三〇〇
六六	三二、六〇〇	四六、三〇〇	七六	三二、六〇〇	四七、二〇〇
六七	三三、二〇〇	四七、二〇〇	七七	三三、二〇〇	四八、一〇〇
六八	三三、八〇〇	四八、一〇〇	七八	三三、八〇〇	四九、〇〇〇
六九	三四、四〇〇	四九、〇〇〇	七九	三四、四〇〇	四九、九〇〇
七〇	三五、〇〇〇	四九、九〇〇	八〇	三五、〇〇〇	五〇、八〇〇
七一	三五、六〇〇	五〇、八〇〇	八一	三五、六〇〇	五一、七〇〇
七二	三六、二〇〇	五一、七〇〇	八二	三六、二〇〇	五二、六〇〇
七三	三六、八〇〇	五二、六〇〇			
七四	三七、四〇〇	五三、五〇〇			
七五	三八、〇〇〇	五四、四〇〇			
七六	三八、六〇〇	五五、三〇〇			
七七	三九、二〇〇	五六、二〇〇			
七八	三九、八〇〇	五七、一〇〇			
七九	四〇、四〇〇	五八、〇〇〇			
八〇	四一、〇〇〇	五八、九〇〇			
八一	四一、六〇〇	五九、八〇〇			
八二	四二、二〇〇	六〇、七〇〇			

附　則（昭和二十八年三月二十三日）

この規程は、昭和二十八年三月一日から適用する。

附　則（昭和二十八年八月七日）

この規程は、国会職員法等の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百九十八号）施行の日から施行する。

附　則（昭和二十八年十二月八日）

1　この規程は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第五項の規定は、昭和二十八年十二月十二日から施行する。

2　昭和二十九年一月一日（以下本項中「切替日」という。）における改正別表中（一）の適用を受ける国会職員の職務の級は、切替日においてその者が属していた職務の級と同一とし、その号給は、この規程による改正前の国会職員の給与等に関する規程の適用により切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に対応するこの規程の附則別表に掲げる新給料月額に対応する改正別表中（一）に定める号給とする。

3　前項の規定の適用により求められた国会職員の新給料月額が、その者の属する職務の級における給料の幅の中にない場合においては、その額をもってその国会職員の給料月額とする。

4　昭和二十八年における勤勉手当については、国会職員の給与等に関する規程第七条の二第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の七十五」と読み替えて同項の規定を適用する。

附則別表

給料の新旧対照表

号給	切替日の前日における給料月額	新給料月額	号給	切替日の前日における給料月額	新給料月額	号給	切替日の前日における給料月額	新給料月額
	円	円		円	円		円	円
一	四、四〇〇	四、九〇〇	一二三	七、九〇〇	九、〇〇〇			
二	四、五〇〇	五、〇〇〇	一二四	八、一五〇	九、三〇〇			
三	四、六〇〇	五、一〇〇	一二五	八、四〇〇	九、六〇〇			
四	四、七〇〇	五、二〇〇	一二六	八、六五〇	一〇、〇〇〇			
五	四、八〇〇	五、三〇〇	一二七	八、九五〇	一〇、四〇〇			
六	四、九〇〇	五、四〇〇	一二八	九、二五〇	一〇、八〇〇			
七	五、〇〇〇	五、五〇〇	一二九	九、五五〇	一一、二〇〇			
八	五、一〇〇	五、六〇〇	一三〇	九、八五〇	一一、六〇〇			
九	五、二〇〇	五、七〇〇	一三一	一〇、二五〇	一二、一〇〇			
一〇	五、三〇〇	五、八〇〇	一三二	一〇、六五〇	一二、六〇〇			
一一	五、四〇〇	五、九〇〇	一三三	一一、一〇〇	一三、一〇〇			
一二	五、五五〇	六、〇五〇	一三四	一一、五五〇	一三、六〇〇			
一三	五、七〇〇	六、二〇〇	一三五	一二、〇〇〇	一四、一〇〇			
一四	五、八五〇	六、四〇〇	一三六	一二、四五〇	一四、六〇〇			
一五	六、〇〇〇	六、六〇〇	一三七	一二、九〇〇	一五、一〇〇			
一六	六、二〇〇	六、九〇〇	一三八	一三、四〇〇	一五、六〇〇			
一七	六、四〇〇	七、二〇〇	一三九	一四、〇〇〇	一六、三〇〇			
一八	六、六五〇	七、五〇〇	一四〇	一四、六〇〇	一七、〇〇〇			
一九	六、九〇〇	七、八〇〇	一四一	一五、二〇〇	一七、七〇〇			
二〇	七、一五〇	八、一〇〇	一四二	一五、八〇〇	一八、四〇〇			
二一	七、四〇〇	八、四〇〇	一四三	一六、四〇〇	一九、一〇〇			
二二	七、六五〇	八、七〇〇	一四四	一七、一〇〇	一九、八〇〇			

号給	切替日の前日における給料月額	新給料月額	号給	切替日の前日における給料月額	新給料月額
四五	一七、八〇〇円	二〇、五〇〇円	六四	三七、三〇〇円	四一、一〇〇円
四六	一八、五〇〇	二一、二〇〇	六五	三八、八〇〇	四二、七〇〇
四七	一九、二〇〇	二二、〇〇〇	六六	四〇、三〇〇	四四、三〇〇
四八	二〇、〇〇〇	二二、八〇〇	六七	四一、八〇〇	四五、九〇〇
四九	二〇、八〇〇	二三、六〇〇	六八	四三、三〇〇	四七、五〇〇
五〇	二一、六〇〇	二四、四〇〇	六九	四四、八〇〇	四九、一〇〇
五一	二二、四〇〇	二五、三〇〇	七〇	四六、三〇〇	五〇、七〇〇
五二	二三、三〇〇	二六、二〇〇	七一	四七、八〇〇	五二、三〇〇
五三	二四、二〇〇	二七、三〇〇	七二	四九、五〇〇	五三、九〇〇
五四	二五、一〇〇	二八、四〇〇	七三	五一、二〇〇	五五、五〇〇
五五	二六、二〇〇	二九、五〇〇	七四	五二、九〇〇	五七、三〇〇
五六	二七、三〇〇	三〇、六〇〇	七五	五四、八〇〇	五九、一〇〇
五七	二八、四〇〇	三一、七〇〇	七六	五六、七〇〇	六〇、九〇〇
五八	二九、五〇〇	三二、八〇〇	七七	五八、六〇〇	六二、七〇〇
五九	三〇、六〇〇	三三、九〇〇	七八	六〇、五〇〇	六四、五〇〇
六〇	三一、九〇〇	三五、三〇〇	七九	六二、六〇〇	六六、三〇〇
六一	三三、二〇〇	三六、七〇〇	八〇	六四、七〇〇	六八、一〇〇
六二	三四、五〇〇	三八、一〇〇	八一	六六、八〇〇	六九、九〇〇
六三	三五、九〇〇	三九、六〇〇	八二	六九、〇〇〇	七二、〇〇〇

附　則（昭和三十二年六月一日）抄

1　この規程は、昭和三十二年六月一日から施行し、同年四月一日から適用する。

2　昭和三十二年四月一日（以下「切替日」という。）において切り替えられる国会職員（特別給料表の適用を受ける者を除く。以下附則第十一項まで、附則第十六項及び附則第十七項において同じ。）の給料月額（以下「切替給料月額」という。）は、改正前の国会職員の給与等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の適用により同年三月三十一日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）に対応する附則別表第一から附則別表第三までの切替表（以下「切替表」という。）に掲げる新給料月額に対応するそれぞれの給料表（その者がこの規程の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の国会職員の給与等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の別表第二から別表第四までに掲げる給料表をいう。）に定めるその者の属する職務の等級の号給とし、その者の属する職務の等級に新給料月額と同じ額の号給がないときは、その額とする。

3　旧給料月額が、切替表に期間の定のある旧給料月額である国会職員のうち、附則第五項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近上位の額（その額が切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近下位の額に対応する新給料月額に達しない額であるときは、その新給料月額）をその者の切替給料月額とする。

4　前項の規定により切替給料月額を決定された国会職員については、その者の切替給料月額を受ける期間（附則第五項の規定により通算される期間を含む。）が昭和三十二年七月一日までにその者の旧給料月額について切替表に定める期間に達することとなる者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧給料月額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の給料月額を決定するものとする。

5　改正後の規程第一条第九項及び第十一項の規定の適用については、切替日の前日における給料月額を受けていた期間

（その期間がその給料月額とこれに対応する国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（昭和二十八年十二月八日両院議長決定。以下附則第十一項において「一部改正規程」という。）附則別表の新給料月額の欄に掲げる額の直近上位の額との差額が七百円未満である者にあっては六月を、七百円以上千五百円未満である者にあっては九月を、千五百円以上である者にあっては十二月をこえるときは、それぞれ六月、九月及び十二月）に三月（切替日の前日における給料月額を受けていた期間が三月未満である国会職員で両議院の議長が協議して定めるものについては、六月）を加えた期間を切替給料月額を受ける期間に通算する。

6　前項の場合において、切替表に期間の定のある旧給料月額を基礎として附則第二項の規定に基き切替給料月額を決定された者については、前項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧給料月額について切替表に定める期間を減じて通算する。

7　前二項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が国会職員の切替給料月額について給料表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、改正後の規程第一条第九項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。

8　旧給料月額が五万七百円をこえる国会職員の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわらず、両議院の議長が協議して定めるところによる。

9　昭和二十六年一月一日から切替日の前日までの間において、その属する職務の級における給料の幅の最高額をこえて昇給した国会職員で他の国会職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、両議院の議長が協議して定めるところにより、その者の切替日（附則第四項の規定により給料月額が決定される国会職員については、同項の規定により切替日とみなされる日）以降における昇給について、改正後の規程第一条第九項又は第十一項に規定する昇給期間を短縮することができる。

10　附則第二項又は附則第四項の規定により決定された給料月額がその者の属する職務の等級の最低の号給に達しない国会職員の当該号給に達するまでの昇給については、両議院の議長が協議して定めるところによる。

11　切替日の前日から引き続き在職する国会職員の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十二年七月三十日までにおいて新たに給料表の適用を受ける国会職員となった者のその国会職員となった日における職務の等級は、同年同月三十一日までに決定することができる。この場合において、国会職員については改正前の規程の適用による。

の議長が協議して定めるところにより、切替日の前日から引き続き在職する国会職員については改正前の規程の適用により切替日の前日において受けていた給料月額に対応する一部改正規程附則別表の新給料月額の欄に掲げる額の直近上位の額（両議院の議長が協議して定める国会職員については、両議院の議長が協議して定める額）を、切替日以降において新たに給料表の適用を受ける国会職員となった者については両議院の議長が協議して定める額を、それぞれ給料月額とみなして改正後の規程を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を改正後の規程による給与の内払として支給する。

12　改正後の規程第一条第四項の規定の適用を受ける国会職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。

13　国会職員（改正後の規程第十五条第三項に規定する者以外の非常勤職員及び未帰還職員を除く。）には、当分の間、月額の暫定手当を支給する。

14　暫定手当の額は、特別給料表の適用を受ける国会職員（各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務を掌る参事を除く。）については特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第八十六号）による改正後の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十三号）附則第三項に規定する特別職の職員の例に準じて両議院の議長が協議して定めるところにより、各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務を掌る参事につ

いては同法附則第五項に規定する秘書官の例により、速記職給料表及び議院警察職給料表の適用を受ける国会職員については同法附則第五項に規定する秘書官の例により、速記職給料表の適用を受ける国会職員については一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百五十四号）附則第十八項に規定する一般職の職員（以下本項において「一般職の職員」という。）の例に準じて両議院の議長が協議して定めることとするところにより、その他の国会職員については一般職の職員の例によるものとする。

15　恩給若しくは退職手当又は国家公務員共済組合に関する法令の規定の適用については、特別給料表の適用を受ける国会職員（各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務を掌る参事を除く。）が受ける前項の規定による暫定手当の月額のうち両議院の議長が協議して定める額は、給料とみなす。

16　国会職員の暫定手当は、昭和三十四年四月一日以降において、これを廃止し、その一定の額を国会職員の給料に繰り入れる措置をするようにするものとする。

17　この規程の施行の日の前日における改正前の規程の規定による国会職員の給料、勤務地手当及び給料の特別調整額の月額の合計額（以下本項において「旧給与月額」という。）が同日における改正後の規程の規定によるその者の給料、暫定手当及び給料の特別調整額の月額の合計額（以下本項において「新給与月額」という。）をこえることとなるときは、新給与月額が同日における旧給与月額（給料表の適用を異にして異動する場合その他両議院の議長が協議して定める事由に該当する場合にあつては、両議院の議長が協議して定める額（新給与月額に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。

18　この規程の施行前に改正前の規程の規定に基いてすでに国会職員に支払われた切替日以降昭和三十二年五月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

19　国会職員に暫定手当が支給される間、改正後の規程第七条の二第二項及び第十四条中「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び暫定手当」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附則別表第一　行政職給料表（一）、速記職給料表及び議院警察職給料表の適用を受ける国会職員（附則別表第三の適用を受ける者を除く。）の切替表

旧月給額	新月給額	期間	旧月給額	新月給額	期間	旧月給額	新月給額	期間	旧月給額	新月給額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
5,400	5,900		9,300	9,800		18,400	20,300		35,300	37,100	
5,500	6,100	6	9,600	10,600	6	19,100	20,300	3	36,700	38,800	3
5,600	6,100		10,000	10,600		19,800	21,400	9	38,100	40,500	6
5,700	6,300	6	10,400	11,400	6	20,500	21,400		39,600	42,200	6
5,800	6,300		10,800	11,400		21,200	22,600	6	41,100	44,400	9
5,900	6,600	6	11,200	12,300	6	22,000	23,800	9	42,700	44,400	
6,050	6,600		11,600	12,300		22,800	23,800		44,300	46,600	3
6,200	7,000	6	12,100	13,300	6	23,600	25,000	3	45,900	48,800	6
6,400	7,000		12,600	13,300		24,400	26,200	6	47,500	51,000	9
6,600	7,400	6	13,100	14,300	6	25,300	27,500	9	49,100	51,000	
6,900	7,400		13,600	14,300		26,200	27,500		50,700	53,200	3
7,200	8,000	6	14,100	15,300	6	27,300	28,900	3	52,300	55,400	
7,500	8,000		14,600	15,300		28,400	30,300	6	53,900	55,400	
7,800	8,600	6	15,100	16,300	6	29,500	32,000	9	55,500	57,600	
8,100	8,600		15,600	17,300	9	30,600	32,000		57,300	60,000	
8,400	9,200	6	16,300	17,300		31,700	33,700	3	59,100	62,400	
8,700	9,200		17,000	18,300	3	32,800	35,400	6	60,900	62,400	
9,000	9,800	6	17,700	19,300	6	33,900	37,100	9			

附則別表第二　行政職給料表(二)の適用を受ける国会職員の切替表

旧給料月額	新給料月額	期間	旧給料月額	新給料月額	期間	旧給料月額	新給料月額	期間	旧給料月額	新給料月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
4,900	5,300	6	6,900	7,400		12,100	12,700		21,200	22,300	
5,000	5,300		7,200	7,800	3	12,600	13,300		22,000	22,900	
5,100	5,400		7,500	8,200	6	13,100	13,900	3	22,800	24,100	6
5,200	5,500		7,800	8,200		13,600	14,500	3	23,600	24,700	
5,300	5,600		8,100	8,700	3	14,100	15,100	6	24,400	25,900	3
5,400	5,700		8,400	9,200	6	14,600	15,700	6	25,300	26,500	
5,500	5,800		8,700	9,200		15,100	15,700		26,200	27,700	3
5,600	5,900		9,000	9,700	3	15,600	16,300		27,300	28,900	3
5,700	6,000		9,300	9,700		16,300	17,500	3	28,400	30,100	3
5,800	6,200		9,600	10,300	3	17,000	18,100		29,500	30,700	
5,900	6,500	3	10,000	10,900	6	17,700	18,700				
6,050	6,800	6	10,400	10,900		18,400	19,300				
6,200	6,800		10,800	11,500	3	19,100	19,900				
6,400	7,100	3	11,200	12,100	6	19,800	20,500				
6,600	7,400	6	11,600	12,700	6	20,500	21,700	6			

附則別表第三　議院警察職給料表の適用を受ける国会職員で旧給料月額が7,500円以下のものの切替表

旧給料月額	新給料月額	期間
円	円	月
6,400	7,300	
6,600	7,700	6
6,900	7,700	
7,200	8,100	6
7,500	8,100	

附　則　(昭和三十三年四月二十五日)　抄

1　この規程は、昭和三十三年四月二十五日から施行し、同年四月一日から適用する。

4　この規程の施行前に改正前の国会職員の給与等に関する規程の規定に基いてすでに国立国会図書館の館長、各議院事務局の事務総長及び各議院法制局の法制局長又は各議院事務局の常任委員会専門員に支払われた昭和三十三年四月一日から同年同月三十日までの期間に係る給与は、改正後の国会職員の給与等に関する規程の規定による給与の内払又は給与とみなす。

附　則　(昭和三十四年四月十三日)

1　この規程は、昭和三十四年四月十三日から施行し、同年四月一日から適用する。ただし、第一条のうち別表第一の改正規定中議長又は副議長の秘書事務を掌る参事に係る部分及び第二条の規定は、昭和三十四年十月一日から施行する。

2　国会職員の給与等に関する規程別表第二から別表第四までに掲げる給料表(以下「給料表」という。)の昭和三十四年四月

一日から同年九月三十日までの間における適用については、給料表の給料月額欄に掲げる額は、この規程の附則別表第一から附則別表第三までに定めるところによりそれぞれ読み替えるものとする。

3　昭和三十四年三月三十一日又は同年九月三十日において国会職員の給与等に関する規程第一条第十一項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける国会職員の同年四月一日又は同年十月一日における給料月額は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

4　前項の規定により昭和三十四年四月一日又は同年十月一日における給料月額を決定される国会職員のそれぞれの日以降における最初の国会職員の給与等に関する規程第一条第十一項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日又は同年九月三十日における給料月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日又は同年十月一日における給料月額を受ける期間にそれぞれ通算する。

5　各議院事務局の常任委員会専門員で、昭和三十四年三月三十一日において改正前の国会職員の給与等に関する規程別表第一に掲げる一号給又は二号給の給料を受ける者の同年四月一日における給料の号給は、それぞれ改正後の国会職員の給与等に関する規程別表第一に掲げる二号給又は三号給とする。

6　この規程（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行前に改正前の国会職員の給与等に関する規程の規定に基いてすでに国会職員（国立国会図書館の館長、各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長及び議長又は副議長の秘書事務を掌る参事を除く。）に支払われた昭和三十四年四月一日から同年同月三十日までの期間に係る給与は、改正後の国会職員の給与等に関する規程の規定による給与の内払又は給与とみなす。

附則別表第一　行政職給料表(一)、速記職給料表及び議院警察職給料表（附則別表第三に掲げるものを除く。）の読替表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額	給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円
6,830	6,500	19,210	18,300
7,040	6,700	20,260	19,300
7,360	7,000	21,300	20,300
7,780	7,400	22,460	21,400
8,200	7,800	23,710	22,600
9,020	8,600	24,970	23,800
9,850	9,400	26,220	25,000
10,680	10,200	27,480	26,200
11,210	10,700	28,840	27,500
11,950	11,400	30,310	28,900
12,680	12,100	31,770	30,300
13,530	12,900	33,550	32,000
14,470	13,800	35,330	33,700
15,420	14,700	37,110	35,400
16,370	15,600	38,890	37,100
17,310	16,500	40,670	38,800
18,260	17,400	42,450	40,500
		44,230	46,540
		46,540	48,840
		48,840	51,150
		51,150	53,450
		53,450	55,750
		55,750	58,060
		58,060	60,360
		60,360	62,870
		62,870	65,390
		65,390	67,900
		67,900	70,410
		70,410	72,920
		72,920	75,440
		75,440	78,580
		78,580	81,720
		81,720	78,000
		42,200	44,400
		44,400	46,600
		46,600	48,800
		48,800	51,000
		51,000	53,200
		53,200	55,400
		55,400	57,600
		57,600	60,000
		60,000	62,400
		62,400	64,800
		64,800	67,200
		67,200	69,600
		69,600	72,000
		72,000	75,000
		75,000	78,000
		40,500	42,450

附則別表第二　行政職給料表(二)の給料月額欄に掲げる額の読替表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額	給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額	給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円
5,600	5,300	11,230	10,700	22,140	21,100
5,700	5,400	11,860	11,300	22,770	21,700
5,810	5,500	12,490	11,900	23,400	22,300
5,910	5,600	13,120	12,500	24,030	22,900
6,120	5,800	13,750	13,100	24,650	23,500
6,320	6,000	14,370	13,700	25,280	24,100
6,530	6,200	15,000	14,300	25,910	24,700
6,730	6,400	15,630	14,900	26,540	25,300
6,940	6,600	16,260	15,500	27,170	25,900
7,250	6,900	16,890	16,100	27,800	26,500
7,570	7,200	17,510	16,700	28,420	27,100
7,880	7,500	18,040	17,200	29,050	27,700
8,200	7,800	18,570	17,700	29,680	28,300
8,610	8,200	19,100	18,200	30,310	28,900
9,030	8,600	19,630	18,700	30,940	29,500
9,560	9,100	20,260	19,300	31,560	30,100
10,080	9,600	20,880	19,900	32,190	30,700
10,600	10,100	21,510	20,500	32,820	31,300

附則別表第三　議院警察職給料表の給料月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の読替表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
8,090	7,700
8,510	8,100
8,930	8,500
9,450	9,000
10,280	9,800
11,210	10,700
12,150	11,600

附　則　（昭和三十五年六月九日）

1　この規程は、昭和三十五年六月九日から施行し、同年四月一日から適用する。

2　昭和三十五年三月三十一日において国会職員の給与等に関する規程（以下「規程」という。）第一条第八項又は第十一項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける国会職員の同年四月一日における給料月額は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

3　前項の規定により昭和三十五年四月一日における給料月額を決定される国会職員の同日以降における最初の規程第一条第十一項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日における給料月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日における給料月額を受ける期間に通算する。

4　この規程の施行前に改正前の規程の規定に基いてすでに国会職員（国立国会図書館の館長、各議院事務局の事務総長及び各議院法制局の法制局長を除く。）に支払われた昭和三十五年四月一日から同年六月三十日までの期間に係る給与は、改正後の規程の規定による給与の内払又は給与とみなす。

附　則　（昭和三十五年十二月二十二日）

1　この規程は、昭和三十五年十二月二十二日から施行し、国会職員の給与等に関する規程（以下「規程」という。）第十七条の改正規定を除くほか、同年十月一日から適用する。ただし、規程第六条の改正規定及び規程第六条の三の次に一条を加える改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2　昭和三十五年十月一日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の規程の規定により職務の等級の最高の号給以外の号給を受ける国会職員（特別給料表の適用を受ける国会職員を除く。以下附則第九項まで同じ。）の切替日における号給は、その者の切替日の前日に受ける号給を受けていた月数（両議院の議長が協議して定める国会職員については、当該月

数に両議院の議長が協議して定める月数を増減した月数）に当該号給の直近下位の号給から一号給までの号給に係る改正前の規程に規定する給料表の昇給期間欄に掲げる月数の合計月数を加えて得た月数を十二月で除して得た数（一に満たない端数は、切り捨てる。）に一を加えて得た数を号数とする号給とする。

3　切替日の前日において改正前の規程の規定により職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける国会職員の切替日における号給又は給料月額は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

4　切替日の前日において改正前の規程第一条第四項前段の規定により給料月額を受ける国会職員の切替日における号給は、前二項の規定にかかわらず、切替日の前日において受ける号給と号数を同じくする号給とする。

5　改正後の規程第一条第九項及び第十一項の規定の適用については、附則第二項の規定により切替日における号給を決定される国会職員にあっては、同項の規定により切り捨てられた端数を十二月に乗じて得た月数を、附則第三項の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される国会職員にあっては、両議院の議長が協議して定めるところにより算出した月数を、それぞれ附則第二項又は附則第三項の規定により決定される切替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

6　切替日以後この規程（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の規程の規定により新たに給料表の適用を受ける国会職員となった者及び職務の等級又は号給若しくは給料月額に異動のあった国会職員の改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額の決定及び当該号給又は給料月額を受けることとなる期間の算定については、両議院の議長が協議して定めるところによる。

7　昭和三十二年四月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した国会職員の切替日における号給又は給料月額及び附則第五項の規定により通算されることとなる期間については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより必要な調整を行なうことができる。

8　附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の規程の適用により国会職員が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程及びこれに基づく定めに従つて定められたものでなければならない。

9　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に伴う国会職員の給料の切替えに関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

10　改正前の規程の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に国会職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則　（昭和三十六年十一月一日）

1　この規程は、昭和三十六年十一月一日から施行し、同年十月一日から適用する。ただし、第六条の四の改正規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　昭和三十六年十月一日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の国会職員の給与等に関する規程（以下「規程」という。）の規定により行政職給料表㈡の適用を受ける国会職員のうち、タイピストその他の書記的業務に類似する業務に従事する国会職員で両議院の議長が協議して定めるもの（以下「タイピスト等」という。）については、切替日以降行政職給料表㈠を適用するものとし、その者の切替日における職務の等級は、切替日の前日において改正前の規程の規定によりその者が属する職務の等級に対応する附則別表第一に掲げる職務の等級とし、その者（切替日の前日において改正前の規程の規定により職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける者を除く。）の切替日における号給又は給料月額は、切替日の前日において改正前の規程の規定によりその者が受ける号給が附則別表第二に掲げられている場合において

はその号給に対応する同表に掲げる号給とし、切替日の前日において改正前の規程の規定によりその者が受ける号給が同表に掲げられていない場合においては両議院の議長が協議して定める号給又は給料月額とする。

3　切替日の前日において改正前の規程の規定により職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける国会職員の切替日における号給又は給料月額は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

4　前二項の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される国会職員で両議院の議長が協議して定めるものに対する切替日以降における最初の規程第一条第九項及び第十一項の規定の適用については、両議院の議長が協議して定める期間を前二項の規定により決定される切替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

5　切替日以後この規程（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の規程の規定により新たに行政職給料表㈡の適用を受けるタイピスト等となった者については、当該タイピスト等となった日以降行政職給料表㈠を適用するものとし、その者並びに切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の規程の規定により、行政職給料表㈡の適用を受けるタイピスト等でその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額について異動のあったもの及びこれらの国会職員以外の国会職員で、新たに職務の等級の最高の号給若しくは最高の号給をこえる給料月額を受けることとなったもの又はその受ける職務の等級の最高の号給若しくは最高の号給をこえる給料月額について異動のあったものの改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及び当該号給又は給料月額を受けることとなる期間は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

6　切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の規程の規定により、新たに給料表の適用を受ける国会職員となった者及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった国会職員の改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及び当該号給又は給料月額を受けることとなる期

間については、他の国会職員との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

7　昭和三十五年十月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した国会職員の切替日における号給又は給料月額及び当該号給又は給料月額を受けることとなる期間（附則第四項の規定により通算されることとなる期間を含む。）については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

8　附則第二項の規定により行政職給料表㈠の適用を受けることとなる国会職員で、切替日における給料月額が切替日の前日において改正前の規程の規定によりその者が受けていた給料月額に千円を加えた額（以下この項において「基準額」という。）に達しないものに対しては、その差額を、その者の受ける給料月額が基準額に達するまでの間（次項の規定の適用を受ける者にあっては、当該適用を受けることとなるまでの間）、支給する。

9　切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の規程の規定により、新たに行政職給料表㈡の適用を受けるタイピスト等となった者及び行政職給料表㈡の適用を受けるタイピスト等でその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額について異動のあったもので、当該適用又は異動の日における給料月額が当該適用又は異動の日において改正前の規程の規定によりその者が受けていた給料月額に千円を加えた額（以下この項において「新職員等の基準額」という。）に達しない者に対しては、その差額を、両議院の議長が協議して定めるところにより、その者の受ける給料月額が新職員等の基準額に達するまでの間、支給する。

10　前二項の規定により差額の支給を受ける国会職員に対する規程の規定の適用については、同規程に規定する給料には当該差額を含むものとする。

11　附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の規程の適用により国会職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程及びこれに基づく定めに従って定められたものでなければならない。

12　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に伴う国会職員の給料の切替えに関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

13　改正前の規程の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に国会職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

ロ　切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職給料表㈡の2等級である者

切替日の前日において受ける号給	切替日における号給
1	給料号給
2	給料号給
3	給料号給
4	給料号給
5	給料号給
6	給料号給
7	給料号給
8	給料号給
9	給料号給
10	給料号給
11	給料号給
12	給料号給
13	給料号給
14	給料号給
15	給料号給
16	給料号給
17	給料号給
18	給料号給
19	給料号給
20	給料号給
21	給料号給
22	給料号給
23	給料号給
24	給料号給
25	給料号給
26	給料号給

附則別表第一　附則第二項の規定により行政職給料表㈠の適用を受けることとなる国会職員の職務の等級の切替表

切替日の前日において国会職員が属する行政職給料表㈢の職務の等級	切替日における行政職給料表㈠の職務の等級
1　級	6　級
2　級	6　級
3　等	7　等
4　等	8　等
5　等	8　等

附則別表第二　附則第二項の規定により行政職給料表㈠の適用を受けることとなる国会職員の号給の切替表

イ　切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職給料表㈢の1等級である者

切替日の前日において受ける号給	切替日における号給
1	6
2	7
3	8
4	9
5	10
6	11
7	12
8	13
9	14
10	15
11	16
12	17
13	18
	19

ニ　切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職給料表(二)の4等級である者

切替日の前日において受ける号給	切替日における号給
1号給	1号給
2号給	2号給
3号給	3号給
4号給	4号給
5号給	6号給
6号給	7号給
7号給	8号給
8号給	9号給
9号給	10号給
10号給	11号給
11号給	12号給
12号給	12号給
13号給	13号給
14号給	14号給
15号給	15号給
16号給	15号給
17号給	16号給
18号給	17号給
19号給	18号給

ハ　切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職給料表(二)の3等級である者

切替日の前日において受ける号給	切替日における号給
1号給	1号給
2号給	2号給
3号給	3号給
4号給	4号給
5号給	5号給
6号給	6号給
7号給	7号給
8号給	7号給
9号給	8号給
10号給	9号給
11号給	9号給
12号給	10号給
13号給	10号給
14号給	11号給
15号給	12号給
16号給	12号給
17号給	13号給
18号給	13号給
19号給	14号給
20号給	14号給
21号給	15号給
22号給	16号給
23号給	16号給
24号給	17号給
25号給	18号給
26号給	18号給

ホ　切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職給料表(二)の5等級である者

切替日の前日において受ける号給	切替日における号給
5号給	1号給
6号給	2号給
7号給	3号給
8号給	4号給
9号給	5号給
10号給	6号給
11号給	7号給
12号給	8号給
13号給	9号給
14号給	10号給
15号給	10号給
16号給	11号給
17号給	11号給
18号給	12号給
19号給	12号給
20号給	13号給
21号給	14号給
22号給	15号給
23号給	15号給
24号給	16号給
25号給	17号給
26号給	18号給

別表第一　特別給料表

職名	給料月額
国立国会図書館の館長	一八五、〇〇〇円
各議院事務局の事務総長	一七〇、〇〇〇円
各議院法制局の法制局長	一五五、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員	五号給　一〇五、七〇〇円 四号給　一〇二、六〇〇円 三号給　九九、五〇〇円 二号給　九六、四〇〇円 一号給　九三、三〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事	八号給　七一、九〇〇円 七号給　六四、九〇〇円 六号給　五七、九〇〇円 五号給　五一、九〇〇円 四号給　四五、五〇〇円 三号給　三九、一〇〇円 二号給　三二、七〇〇円 一号給　二八、二〇〇円

別表第二　行政職給料表

イ　行政職給料表(一)

職務の等級 / 号給	1等級 給料月額	2等級 給料月額	3等級 給料月額	4等級 給料月額	5等級 給料月額	6等級 給料月額	7等級 給料月額	8等級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	83,900	61,100	41,500	28,000	20,800	16,200	13,200	9,100
2	87,000	64,300	43,900	29,600	22,200	17,300	14,200	9,500
3	90,200	67,500	46,300	31,200	23,600	18,400	15,200	9,900
4	93,400	70,600	48,700	32,800	25,000	19,600	16,200	10,300
5	96,600	73,700	51,100	34,400	26,400	20,800	17,200	10,700
6	99,800	76,800	53,600	36,000	27,800	22,000	18,300	11,400
7	103,000	79,900	56,200	37,600	29,200	23,200	19,400	12,300
8	106,200	83,000	58,700	39,200	30,600	24,400	20,500	13,200
9	109,400	86,100	61,200	40,800	32,000	25,600	21,600	14,100
10		88,500	63,700	42,600	33,400	26,800	22,700	15,000
11		90,400	65,700	44,400	34,800	28,000	23,800	15,900
12		91,900	67,700	46,200	36,100	29,300	24,900	16,800
13		93,400	69,500	48,000	37,200	30,300	25,900	17,700
14			71,000	49,800	38,100	31,300	26,800	18,300
15				51,600	39,000	32,100	27,500	18,900
16				53,200	39,700	32,900	28,200	19,500
17				54,700	40,400	33,600	28,800	20,000
18				56,000	41,100	34,300	29,400	20,500
19				57,100	41,800	35,000		

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する職員及び未帰還職員を除く。

ロ　行政職給料表(二)

職務の等級 / 号給	1等級 給料月額	2等級 給料月額	3等級 給料月額	4等級 給料月額	5等級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	22,200	16,200	13,300	9,300	7,600
2	23,300	17,200	14,300	9,900	8,000
3	24,400	18,200	15,300	10,500	8,400
4	25,500	19,200	16,200	11,100	8,800
5	26,600	20,200	17,100	11,700	9,300
6	27,700	21,200	18,000	12,500	9,800
7	28,800	22,200	18,900	13,300	10,300
8	29,900	23,100	19,700	14,100	10,800
9	30,900	24,000	20,500	15,000	11,500
10	31,900	24,900	21,200	15,900	12,200
11	32,900	25,800	21,900	16,600	12,900
12	33,800	26,700	22,600	17,200	13,500
13	34,700	27,600	23,200	17,800	14,100
14	35,600	28,400	23,800	18,300	14,600
15	36,500	29,200	24,400	18,800	15,100
16	37,400	29,900	25,000	19,300	15,600
17	38,300	30,500	25,500	19,800	16,100
18	39,100	31,100	26,000	20,300	16,600
19	39,900	31,700	26,500	20,800	17,100
20	40,700	32,300	27,000	21,300	17,600
21	41,400	32,800	27,500	21,800	18,100
22	42,100	33,300	28,000	22,300	18,600
23	42,800	33,800	28,400	22,800	19,100
24	43,500	34,300	28,800	23,300	19,600
25	44,100	34,800	29,200	23,700	20,100
26	44,700	35,300	29,600	24,100	20,600
27	45,300	35,800	30,000	24,500	21,100
28	45,800	36,300	30,400	24,900	21,600
29	46,300	36,800	30,800	25,300	22,000
30				25,700	22,400
31					22,800
32					23,200
33					23,600

備考　この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第三　速記職給料表

職務の等級 / 号給	1等級 給料月額	2等級 給料月額	3等級 給料月額	4等級 給料月額	5等級 給料月額	6等級 給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	37,600	31,200	22,200	16,200	13,200	10,300
2	39,200	32,800	23,600	17,300	14,200	10,700
3	41,000	34,400	25,000	18,400	15,200	11,400
4	42,900	36,000	26,400	19,600	16,200	12,300
5	44,900	37,600	27,800	20,800	17,200	13,200
6	47,100	39,200	29,200	22,000	18,300	14,100
7	49,300	40,800	30,600	23,200	19,400	15,000
8	51,500	42,600	32,000	24,400	20,500	15,900
9	53,700	44,400	33,400	25,600	21,600	16,500
10	55,900	46,200	34,800	26,700	22,700	17,000
11	58,200	47,800	36,500	27,700	23,800	17,400
12	60,400	49,300	38,000	28,500	24,400	17,800
13	62,600	50,600	39,300	29,300	25,000	
14	64,600	51,700	40,600	30,000		
15	66,400		41,500	30,700		
16	67,900		42,400	31,400		
17			43,300			
18			44,200			

備考　この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四　議院警察職給料表

職務の等級 / 号給	1等級 給料月額	2等級 給料月額	3等級 給料月額	4等級 給料月額
	円	円	円	円
1	31,200	20,900	15,200	10,800
2	32,800	22,200	16,300	11,200
3	34,400	23,600	17,400	11,600
4	36,000	25,000	18,500	12,200
5	37,600	26,400	19,700	13,200
6	39,200	27,800	20,900	14,200
7	40,800	29,200	22,100	15,200
8	42,600	30,600	23,300	16,300
9	44,400	32,200	24,500	17,400
10	46,200	33,800	25,700	18,500
11	48,000	35,400	26,900	19,600
12	49,800	37,000	28,100	20,700
13	51,600	38,600	29,400	21,800
14	53,200	39,900	30,600	22,900
15	54,700	40,800	31,800	24,000
16	56,000	41,700	33,000	25,200
17	57,100	42,400	34,000	26,400
18		43,100	35,000	27,600
19		43,800	36,000	28,800
20		44,500	37,000	30,000
21		45,200	38,000	31,200
22			38,800	32,200
23			39,600	33,200
24			40,300	34,100
25			41,000	34,900
26			41,700	35,700
27				36,500
28				37,200
29				37,900
30				38,600
31				39,300

備考　この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

国会職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する件

（昭和三十二年十一月十一日
両院議長協議決定）

改正　昭和三十三年四月一日
同　三十四年四月十三日
同　三十四年六月一日
同　三十五年六月九日
同　三十五年八月一日
同　三十五年十月一日
同　三十六年九月二十日
同　三十六年十一月一日
同　三十六年十二月二十日
同　三十七年四月一日

第一条　国会職員の初任給、昇格、昇給等の基準については、本件及び別に定める場合を除き、政府職員の例に準ずるものとし、政府職員において人事院又は人事院事務総長の承認を要するものと定められている事項については、各本属長が政府職員との均衡を考慮して決定するものとする。

第二条　給料表に定める職務の等級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第一から別表第四までに定めるとおりとし、これらに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。

第三条　速記職給料表及び議院警察職給料表の適用を受ける国会職員に適用する等級別資格基準表は、速記職給料表等級別資格基準表（別表第五）及び議院警察職給料表等級別資格基準表（別表第六）とする。

第四条　新たに速記職給料表及び議院警察職給料表の適用を受ける国会職員となる者に適用する初任給基準表は、速記職給料表初任給基準表（別表第七）及び議院警察職給料表初任給基準表（別表第八）とする。

第五条　国会職員の職務の等級及び号給を決定する場合においては、各本属長の行う正規の試験に合格した者は、人事院が定める試験機関の行う試験に合格した者と同等の資格を有するものとみなす。

第六条　新たに速記職給料表の適用を受ける国会職員となった者で衆議院速記者養成所又は参議院速記者養成所の研修科の課程を修了し、かつ、正規の試験（上級）の成績が特に優秀であるものの速記職給料表初任給基準表の適用については、同表に掲げる額と同じ額の号給より一号上位の号給の額をもって同表の初任給欄の額とすることができる。

新たに議院警察職給料表の適用を受ける国会職員になった者で衆議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月二十八日議決）第二条又は参議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月三十一日議決）第二条に規定する国会職員として在職した経験を有するものについては、同表の適用を受ける他の国会職員との均衡を考慮してその者の給料月額を決定することができる。

第七条　速記職給料表の適用を受ける国会職員のうち、職務の等級が四等級、五等級又は六等級に属する者で、その者の経験年数又は在級年数が速記職給料表等級別資格基準表に掲げる必要経験年数又は必要在級年数に達したものが、主任速記士試験、速記士試験又は速記士補試験に合格したときは、その者の属する職務の等級より一級上位の職務の等級に昇格するために必要な資格を有するものとする。

附　則

1　本件は、昭和三十二年四月一日から適用する。

2　国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（昭和三十二年六月一日両院議長決定）の適用の日に在職する速記職給料表の適用を受ける国会職員のうち、職務の等級が四等級、五等級又は六等級に属する者の昇格については、同表の適用を受けるその他の国会職員との均衡上必要がある場合においては、速記職給料表等級別資格基準表におけるその者の必要経験年数又は必要在級年数を短縮することができる。

附　則（昭和三十三年四月一日）

本件は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附　則（昭和三十四年四月十三日）

1　本件は、昭和三十四年四月一日から適用する。

2　国会職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する件別表第七及び別表第八に掲げる初任給基準表（以下「基準表」という。）の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、基準表の初任給欄に掲げる額は、本件の附則別表に定めるところによりそれぞれ読み替えるものとする。

附則別表　速記職給料表初任給基準表及び議院警察職給料表初任給基準表の初任給欄に掲げる額の読替表

初任給基準表の初任給欄に掲げる額	読み替える額
円 10,680	円 10,200
8,930	8,500
8,510	8,100
8,090	7,700
7,780	7,400

附　則（昭和三十四年六月一日）

本件は、昭和三十四年六月一日から施行する。

附　則（昭和三十五年六月九日）

本件は、昭和三十五年四月一日から適用する。

附　則（昭和三十五年八月一日）

本件は、昭和三十五年八月一日から施行する。

附　則（昭和三十五年十二月二十四日）

本件は、昭和三十五年十月一日から適用する。

附　則（昭和三十六年九月二十日）

本件は、昭和三十六年九月二十日から施行する。

附　則（昭和三十六年十一月一日）

本件は、昭和三十六年十月一日から適用する。

附　則（昭和三十六年十二月二十一日）

本件は、昭和三十六年十二月二十日から適用する。

附　則（昭和三十七年四月一日）

本件は、昭和三十七年四月一日から適用する。

別表第一

行政職給料表㈠等級別標準職務表

国会職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する件

一　一等級

1　各議院事務局の事務次長の職務

2　各議院法制局の法制次長の職務

3　国立国会図書館の副館長の職務

4　国立国会図書館の調査及び立法考査局長の職務

5　国立国会図書館の専門調査員の職務

6　裁判官訴追委員会の事務局長の職務

7　裁判官弾劾裁判所の事務局長の職務

二　二等級

1　各議院事務局の部長又は副部長の職務

2　各議院法制局の部長の職務

3　国立国会図書館の部長、調査及び立法考査局の次長、主幹、司書監、国会分館長又は支部上野図書館長の職務

4　各議院事務局の常任委員会調査室における調査業務のうち特に高度の専門的知識又は経験を必要とし、かつ、困難な業務を行う職務

三　三等級

1　各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、裁判官訴追委員会事務局又は裁判官弾劾裁判所事務局の課長又は室長の職務

2　各議院事務局の常任委員会調査室における調査業務又は国立国会図書館における司書業務若しくは調査業務のうち特に高度の専門的知識又は経験を必要とする職務

3　国立国会図書館の主任司書、支部静嘉堂文庫長又は支部東洋文庫長の職務

四　四等級

1　各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、裁判官訴追委員会事務局又は裁判官弾劾裁判所事務局の課長補佐の職務

2　各議院法制局における法律案の立案に関し高度の専門的知識又は経験を必要とする職務

3　各議院事務局の常任委員会調査室における調査業務又は国立国会図書館における司書業務若しくは調査業務のうち高度の専門的知識又は経験を必要とする職務

4　高度の専門的知識又は経験を必要とする調査研究又は翻訳等に従事する職務

五　五等級

1　各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、裁判官訴追委員会事務局又は裁判官弾劾裁判所事務局において困難な業務を分掌する係の長で数名の職員を指揮監督するもの又は相当高度の専門的知識若しくは経験を必要とする業務を分掌する係の長の職務

2　各議院法制局における法律案の立案に関し相当高度の専門的知識又は経験を必要とする職務

3　各議院事務局の常任委員会調査室における調査業務又は国立国会図書館における司書業務若しくは調査業務のうち相当高度の専門的知識又は経験を必要とする職務

4　相当高度の専門的知識又は経験を必要とする調査研究又は翻訳等に従事する職務

六　六等級

1　各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、裁判官訴追委員会事務局又は裁判官弾劾裁判所事務局の係長の職務
2　各議院法制局における法律案の立案に関し専門的知識又は経験を必要とする職務
3　各議院事務局の常任委員会調査室における調査業務又は国立国会図書館における司書業務若しくは調査業務のうち専門的知識又は経験を必要とする職務
4　相当高度の知識又は経験を必要とし、かつ、複雑な業務を行う職務

七　七等級
1　相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

八　八等級
1　定型的業務を行う職務

別表第二

行政職給料表(二)等級別標準職務表

一　一等級
1　物の製作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事するもので特に高度の技能又は経験を必要とする作業を行うものの職務

二　二等級
1　数名の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務
2　数名の一般技能職員を直接指揮監督する職長の職務
3　数名の電話交換手を直接監督する組長又は主任の職務
4　高度の技能又は経験を必要とする作業を行う一般技能職員の職務

三　三等級
1　相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務
2　相当の技能又は経験を必要とする作業を行う一般技能職員の職務
3　相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務
4　数名の監視を直接指揮監督する監視主任の職務
5　数組の用人を統合し指揮監督する用人取締の職務

四　四等級
1　自動車運転手の職務
2　一般技能職員の職務
3　電話交換手の職務
4　監視の職務
5　数名の用人を直接指揮監督する用人組長の職務

五　五等級
1　用人の職務
2　事務見習又は技術見習の職務
3　昇降機手の職務

別表第三

国会職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する件

速記職給料表等級別標準職務表

一　一等級

1　速記監督の職務

二　二等級

1　速記副監督の職務

三　三等級

1　主任速記士の職務

四　四等級

1　速記士の職務

五　五等級

1　速記士補の職務

六　六等級

1　補助速記者の職務

別表第四

議院警察職給料表等級別標準職務表

一　一等級

1　衛視長の職務

2　衛視副長の行う課長補佐の職務

二　二等級

1　衛視副長の職務

2　衛視班長の行う係長の職務

三　三等級

1　衛視班長の職務

四　四等級

1　衛視の職務

別表第五　速記職給料表等級別資格基準表

試験 ＼ 職務の等級		6等級	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級
正規の試験	上級			1	3	7	5
			0	1	4	11	16
	初級						
		0					

備考　1.　試験欄の正規の試験の区分に掲げる「上級」は速記士補試験を示し、「初級」は補助速記者試験を示す。

2.　職務の等級欄に掲げる上段の数字は、当該職務の等級に決定されるための1級下位の職務の等級における必要在級年数を示し、下段の数字は当該職務の等級に決定されるための必要経験年数を示す。

3.　本表の適用をうける国会職員の経験年数は身分取得後のものとする。

別表第六　議院警察職給料表等級別資格基準表

試験		職務の等級 ＼ 学歴免許	4等級	3等級	2等級	1等級
正規の試験	上級	大学卒		3	5	6
			0	3	8	14
	中級	短大卒		5	5	6
			0	5	10	16
	初級	高校卒		6	5	6
			0	6	11	17

備考　1. 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「上級」、「中級」及び「初級」は、衛視採用試験を示す。

2. 職務の等級欄に掲げる上段の数字は、当該職務の等級に決定されるための１級下位の職務の等級における必要在級年数を示し、下段の数字は学歴免許欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者が当該職務の等級に決定されるための必要経験年数を示す。

3. 本表の適用をうける国会職員の経験年数は身分取得後のものとする。

別表第七　速記職給料表初任給基準表

試験		初任給
正規の試験	上級	13,200円
	初級	10,300

備考　試験欄の正規の試験の区分に掲げる「上級」及び「初級」の区分は、速記職給料表等級別資格基準表の備考第１項に定めるところによる。

別表第八　議院警察職給料表初任給基準表

試験		初任給
正規の試験	上級	12,200円
	中級	11,200
	初級	10,800

備考　試験欄の正規の試験の区分に掲げる「上級」、「中級」及び「初級」の区分は、議院警察職等級別資格基準表の備考第１項に定めるところによる。

業務関係法令

管

理

国立国会図書館法第二十六条に規定する金銭の取扱規程

（昭和二十八年二月十日
国立国会図書館規程第二号）

国立国会図書館法第二十六条に規定する金銭の取扱規程を次のように定める。

国立国会図書館法第二十六条に規定する金銭の取扱規程

（総則）

第一条　国立国会図書館法第二十六条の規定に基き、国立国会図書館長（以下館長という。）が寄贈を受けた金銭（以下寄贈金という。）の取扱に関しては、この規程の定めるところによる。

（取扱区分）

第二条　寄贈金は、歳入歳出外の現金として取り扱う。

（管理及び出納保管）

第三条　寄贈金は、館長が管理する。

2　館長は、寄贈の目的に従った寄贈金使用計画を定めなければならない。

3　歳入歳出外現金出納官吏は、館長の命令がなければ寄贈金の出納保管をすることができない。

（取扱の細目）

第四条　前三条に定めるものを除く外、寄贈金の取扱の細目に関して必要な事項は、館長が定める。

附　則

この規程は、昭和二十八年二月十日から施行する。

国立国会図書館物品取扱規程

国立国会図書館物品取扱規程を次の通り定める。

（昭和二十八年六月三十日国立国会図書館規程第六号）

国立国会図書館物品取扱規程

第一章　総則

（総則）

第一条　国立国会図書館に属する物品は、国有財産法及び国立国会図書館図書物品取扱規程の適用をうけるものを除き、この規程により取り扱うものとする。

（物品の区分）

第二条　物品は、次の三種に区分して整理する。

一　備品

二　消耗品

三　工事資材

2　物品の種別は、管理部経理課長が定める。

第二章　出納保管の機関

（出納命令官）

第三条　物品出納に関する命令を行う者を物品出納命令官（以下命令官という。）とし、その職務は、管理部経理課長が行う。

2　局、部、分館及び支部図書館（行政及び司法各部門支部図書館を除く。）（以下部局という。）に命令官を置く必要があるときは、館長がその部局の長を命令官に命ずる。

（物品会計官吏）

第四条　物品会計官吏は、管理部経理課職員のうちから、館長が命ずる。

2　部局に物品会計官吏を置く必要があるときは、その部局の職員のうちから、館長が命ずる。

（物品取扱主任）

第五条　物品取扱主任は、各部局に置く。但し、必要に応じ課又は室にも置くことができる。

2　物品取扱主任は、館長が命ずる。

第六条　物品取扱主任は、所属部局の物品の請求、保管及び返納に関する事務を行う。

第三章　物品の出納

（出納）

第七条　物品は、命令官の命令がなければ出納することができない。

（物品会計官吏の備付帳簿）

第八条　物品会計官吏は、次の帳簿を備え、出納及び保管の事実を明らかにしなければならない。但し、命令官が保管の必要がないと認めた物品についてはこの限りでない。

一　備品出納簿（第一号様式）

二　消耗品出納簿（第二号様式）

三　工事資材出納簿(第二号様式準用)
四　備品供用内訳簿(第三号様式)

2　物品会計官吏は、前項各号に掲げるもののほか、適宜補助簿をもつことができる。

(物品取扱主任の備付帳簿)

第九条　物品取扱主任は、備品保管簿(第四号様式)を備えなければならない。

2　物品取扱主任は、前項に規定する帳簿のほか、必要に応じ整理簿を備えるものとする。

3　物品取扱主任は、所掌の各室別に供用物品一覧表を調製して、常に現品との対照に便利なようにしなければならない。

(郵便切手等受払簿)

第十条　郵便切手等を取り扱う部局の物品取扱主任は、前条第一項及び第二項に規定する帳簿のほか、郵便切手等受払簿(第五号様式)を備えなければならない。

(物品の受授)

第十一条　物品会計官吏と物品取扱主任との間に物品の受授を行うには、需要伝票(第六号様式)又は返納伝票(第六号様式準用)によらなければならない。

(物品の請求)

第十二条　各部局で必要とする物品については、所属の物品取扱主任が需要伝票を調製してその部局の長の認印をうけ、これを物品会計官吏を経由して命令官に提出しなければならない。

(物品の供用及び払出)

第十三条　命令官が前条に規定する需要伝票の請求を受けたときは、これを調査し、請求物品の供用又は払出を命じなければならない。但し、不必要と認めるもの又は請求高が過大と認めるものについては、その請求に応ぜず又はその員数を削減することができる。

(物品の携行)

第十四条　供用物品の使用者が、他の部局へ勤務替えの際その物品を携行しようとするときは、その部局の物品取扱主任から一旦物品会計官吏に返納の手続をし、新勤務先の部局の物品取扱主任から更に請求の手続をしなければならない。

(物品の返納)

第十五条　各部局において不用となり又は使用不能となった物品は、物品会計官吏に返納しなければならない。

(物品の処分)

第十六条　物品会計官吏は、保管の物品中、使用の見込みのないもの又は使用に適しないと認めるものがあるときは、命令官に報告し、その処分について指揮を受けなければならない。

(物の生産加工等の物品の払出)

第十七条　物の生産、加工若しくは修理又は建造物の造営、修繕等のために、その材料として物品を業者に支給するには、材料支給伝票(第七号様式)によらなければならない。

2　第十二条及び第十三条の規定は、前項に規定する物品を払い出す場合に準用する。

第四章　保管責任

(物品会計官吏の保管責任)

第十八条　物品会計官吏は、物品の保管の責に任ずる。但し、物品取扱主任に交付した物品については、合規の監督を怠った場合のほか、その責任を免かれることができる。

（物品取扱主任の保管責任）

第十九条　物品取扱主任は、その取扱いに属する物品について保管の責に任ずる。但し、使用者が使用中の物品についてはこの限りでない。

（使用者の保管責任）

第二十条　使用者は、その使用中の物品に対して保管の責に任ずる。

（弁償）

第二十一条　前三条の規定により、物品の保管の責にある者が、その保管する物品を故意又は怠惰によって亡失又はき損したときは、事宜により、館長は、会計検査院の検定前においてもその者に弁償を命ずることができる。

2　物品の保管の責にない者が故意又は過失によって物品を亡失又はき損したときは、館長はその者に弁償させることができる。

（物品会計官吏の保管状況調査）

第二十二条　物品会計官吏は、毎年九月及び三月に、帳簿と現品とを照合の上、物品の保管状況を調査して報告書を調製し、命令官に提出しなければならない。

（物品取扱主任の保管状況調査）

第二十三条　物品取扱主任は、毎年九月及び三月に、備品保管簿と現品とを照合の上、備品の保管状況を調査して報告書を調製し、所属部局長の認印をうけた後、これを物品会計官吏を経由して命令官に提出しなければならない。

（物品取扱主任の交替）

第二十四条　物品取扱主任が交替の際は、物品会計官吏が立会いの上現品を調査し、帳簿の末尾に引継年月日を記入し、前

任者、後任者及び物品会計官吏がそれぞれ記名なつ印の上、命令官の検印を受けなければならない。

（亡失き損報告）

第二十五条　物品会計官吏又は物品取扱主任は、その保管する物品を亡失若しくはき損し又は物品の亡失若しくはき損を発見したときは、物品亡失き損報告書（第八号様式）を作成し、命令官に提出しなければならない。この場合、物品取扱主任は、その所属する部局長及び物品会計官吏を経由するものとする。

2　前項に規定する報告書を提出する場合、物品を亡失又はき損した者が明らかなときは、その者の始末書を添付しなければならない。

第二十六条　命令官は、前条の報告書を受領したときは、直ちに事実を審査し、大蔵大臣及び会計検査院に報告の手続をとらなければならない。

第五章　検査

（物品検査員）

第二十七条　物品の出納保管の状況を検査させるために、物品検査員を置く。

2　物品検査員は、館長が職員のうちから命ずる。

（検査の時期及び報告）

第二十八条　物品検査は、定期と臨時の二種とし、定期検査は、毎年三月末に館内全般にわたって施行し、臨時検査は、物品会計官吏が交替するとき又はその他必要あるときに全般又は部分的に施行する。

2　物品検査員は、前項の検査を終ったとき、その状況を館長に報告しなければならない。

（検査要項）

第二十九条　物品検査員の検査要項は、左の通りである。

一　伝票と出納簿との対照
二　現品と帳簿との対照
三　物品の保管及び使用状況
四　その他検査目的を達するため必要な事項

第六章　雑則

（受払の処置）

第三十条　物品の出納命令は、受入れについては物品受入命令簿（第九号様式）、払出しについては需要伝票及び材料支給伝票によるものとする。

2　保管転換、亡失、き損、売払いその他前項の規定によることのできないものについては、それぞれ決裁書類によるものとする。

（供用物品の亡失の処置）

第三十一条　各部局の供用物品のうちで、前条第二項の規定により亡失の決定のあった物品に対しては、物品会計官吏は、その旨を物品取扱主任に通知して、その帳簿を整理させる。

（この規程によりがたい場合の処置）

第三十二条　この規程によりがたいものがあるときは、命令官は館長の承認を得て特別の取扱いをすることができる。

附　則

1　この規程は、昭和二十八年七月一日から施行する。

2　国立国会図書館物品会計規程（昭和二十三年十二月十四日制定）は、廃止する。

第一号様式

年月日	摘要	単称	単価	受	払	残	備考
昭和　年							

第二号様式

年月日	摘要	単称	単価	受	払	残	備考
昭和　年							

第三号様式

年月日	摘要	単価	備考	受	払	残	残内訳		供用内訳														
							在庫数量	供用数量	館長次室	庶務課	人事課	経理課	支部図書館部	受入整理部	建築部	一般考査部	調査立法考査局	国際業務部	国会分館	静嘉堂文庫	東洋文庫	大倉山文化科学図書館	

第四号様式

年月日		摘要	受	払	残	備考
昭和	年					

第五号様式

月	日	摘要	受	払	残	切手種別											
						500円	100円	50円	10円	8円	6円	5円	2円	1円	円	円	円

第六号様式

第　号	需要伝票	発行　年　月　日	
部局長印	部局名		
品目	数量	品目	数量
摘要			

物品取扱主任氏名印	物品会計官吏	現品領収年月日及び印	年　月　日
物品出納命令官		用度係長	記帳

（経第　号）

第七号様式

命令　年　月　日	材料支給伝票	記帳　年　月　日㊞	
物品出納命令官	物品会計官吏	係長	係員
品名	規格品質	数量	
摘要			

上記の通り受領いたしました。
昭和　年　月　日
住所
氏名　㊞
国立国会図書館御中

第八号様式

館長　副館長　管理部長　経理課長　用度係長

物品亡失、き損報告書

一、別表の通り物品亡失、き損を報告します。

昭和　年　月　日

部局名
部局長(印)　物品取扱主任　氏名㊞

物品出納命令官殿

別表

物品取扱主任又は使用者官職氏名	亡失、き損又は亡失き損発見年月日	品名	数量	亡失、き損事由	亡失、き損当時の保管者又は使用者の保管状況	物品会計官吏監督状況	備考